

第四次くらしきハーモニープラン 実施計画書

NO	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	関連事業	所管	令和3年度事業計画	令和3年度予算額(千円)	NO
1	基本目標 I	重点目標 1	P44	(1) 社会制度・慣行の見直しに向けた啓発の充実	① 社会制度・慣行等の見直しに向けた啓発活動の実施	広報誌や情報誌、ホームページ等を通して、社会制度・慣行等を見直すきっかけとなるような広報・講座を活用した啓発に努めます。	・啓発イベントの開催 ○男女共同参画推進セミナーの開催 ・出前講座の開催 ・作品展の開催 ・情報誌「WITHテリア」、リーフレットの発行 ・懸垂幕の掲示と啓発パネルの展示 ・広報くらしき、ホームページ掲載	男女共同参画課	フォーラム、セミナー、出前講座、作品展、パネル展等の開催や情報誌、啓発冊子等の発行、懸垂幕の掲示等を通じて、男女共同参画の意識啓発、推進を行う。	3,479	1
2	基本目標 I	重点目標 1	P44	(1) 社会制度・慣行の見直しに向けた啓発の充実	① 社会制度・慣行等の見直しに向けた啓発活動の実施	広報誌や情報誌、ホームページ等を通して、社会制度・慣行等を見直すきっかけとなるような広報・講座を活用した啓発に努めます。	・各種講座の開催 ・男女共同参画推進センター登録団体への事業委託	男女共同参画推進センター	ウィズアップくらしきでの主催講座や登録団体への委託事業による講座等を通じた啓発を行う。	3,543	2
3	基本目標 I	重点目標 1	P44	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	① 保育・教育の場における男女平等と男女共同参画の意識づくり	固定的性別役割分担の点検や男女混合名簿の導入等により、男女平等・男女共同参画を推進する環境づくりと子どもの心身の発達段階に応じた保育・学習内容と指導の充実を図ります。また、個人の能力に応じて進路選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った生徒指導・進路指導に努めます。	・保育関係者対象の研修会・講演会の開催	保育・幼稚園課	園長・副園長・保育士・保育教諭を対象に講演会を開催する。	-	3
4	基本目標 I	重点目標 1	P44	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	① 保育・教育の場における男女平等と男女共同参画の意識づくり	固定的性別役割分担の点検や男女混合名簿の導入等により、男女平等・男女共同参画を推進する環境づくりと子どもの心身の発達段階に応じた保育・学習内容と指導の充実を図ります。また、個人の能力に応じて進路選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った生徒指導・進路指導に努めます。	・公開保育の実施	保育・幼稚園課	「人権を大切に育てる心育てる保育」の視点に立ち、公開保育を2園(豊洲保育園、第五福田認定こども園)で実施する。	-	4
5	基本目標 I	重点目標 1	P44	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	① 保育・教育の場における男女平等と男女共同参画の意識づくり	固定的性別役割分担の点検や男女混合名簿の導入等により、男女平等・男女共同参画を推進する環境づくりと子どもの心身の発達段階に応じた保育・学習内容と指導の充実を図ります。また、個人の能力に応じて進路選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った生徒指導・進路指導に努めます。	・男女平等・男女共同参画を推進する教育の充実	保育・幼稚園課	保育を通じて、男女平等意識を育てる環境づくりや、園内での性別の固定的役割や区別の見直しを継続して行っていく。	-	5
6	基本目標 I	重点目標 1	P44	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	① 保育・教育の場における男女平等と男女共同参画の意識づくり	固定的性別役割分担の点検や男女混合名簿の導入等により、男女平等・男女共同参画を推進する環境づくりと子どもの心身の発達段階に応じた保育・学習内容と指導の充実を図ります。また、個人の能力に応じて進路選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った生徒指導・進路指導に努めます。	・男女混合名簿の導入	保育・幼稚園課	各種名簿の見直しを継続して実施する。	-	6
7	基本目標 I	重点目標 1	P44	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	① 保育・教育の場における男女平等と男女共同参画の意識づくり	固定的性別役割分担の点検や男女混合名簿の導入等により、男女平等・男女共同参画を推進する環境づくりと子どもの心身の発達段階に応じた保育・学習内容と指導の充実を図ります。また、個人の能力に応じて進路選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った生徒指導・進路指導に努めます。	・学校園人権教育研修事業	人権教育推進室	学校園管理職や人権教育担当者の研修会を通して、固定的性別役割分担の点検や男女混合名簿の導入の意義等について周知する。 ・管理職研修会 1回 ・担当者研修会 2回 ・新規採用保育教育職員研修 1回	-	7
8	基本目標 I	重点目標 1	P44	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	① 保育・教育の場における男女平等と男女共同参画の意識づくり	固定的性別役割分担の点検や男女混合名簿の導入等により、男女平等・男女共同参画を推進する環境づくりと子どもの心身の発達段階に応じた保育・学習内容と指導の充実を図ります。また、個人の能力に応じて進路選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った生徒指導・進路指導に努めます。	・男女平等・男女共同参画を推進する教育の充実	人権教育推進室	固定的性別役割分担の点検や男女混合名簿の導入等を通して、男女平等・男女共同参画意識を育む教育を推進する。	-	8
9	基本目標 I	重点目標 1	P44	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	① 保育・教育の場における男女平等と男女共同参画の意識づくり	固定的性別役割分担の点検や男女混合名簿の導入等により、男女平等・男女共同参画を推進する環境づくりと子どもの心身の発達段階に応じた保育・学習内容と指導の充実を図ります。また、個人の能力に応じて進路選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った生徒指導・進路指導に努めます。	○中学校における男女混合名簿の導入	人権教育推進室	中学校における男女混合名簿の導入を図るとともに、男女混合名簿の導入に伴う相談に応じる。 ・男女混合名簿を導入している中学校 7校(令和2年度)	-	9
10	基本目標 I	重点目標 1	P44	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	① 保育・教育の場における男女平等と男女共同参画の意識づくり	固定的性別役割分担の点検や男女混合名簿の導入等により、男女平等・男女共同参画を推進する環境づくりと子どもの心身の発達段階に応じた保育・学習内容と指導の充実を図ります。また、個人の能力に応じて進路選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った生徒指導・進路指導に努めます。	・人権教育の推進	人権教育推進室	令和3年度に改訂した中学校第2学年向け啓発誌『ONE STEP UP』を活用し、男女平等・男女共同参画意識を育むことを推進する。	-	10
11	基本目標 I	重点目標 1	P44	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	② 性・命にかかわる保育・教育の充実	年齢や発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施するとともに、命の尊さについての保育・教育の充実を図ります。	・学校園人権教育研修事業【再掲】	保育・幼稚園課	園長・副園長・保育士・保育教諭対象に講演会を開催(1回)すると共に、各園において保護者を対象に人権に関する講演会やビデオ視聴を通して人権学習を実施する。	-	11
12	基本目標 I	重点目標 1	P44	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	② 性・命にかかわる保育・教育の充実	年齢や発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施するとともに、命の尊さについての保育・教育の充実を図ります。	・学校園人権教育研修事業【再掲】	人権教育推進室	学校園管理職や人権教育担当者の研修会を通して、性・命にかかわる保育・教育の充実について周知する。 ・管理職研修会 1回 ・担当者研修会 2回	-	12
13	基本目標 I	重点目標 1	P44	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	② 性・命にかかわる保育・教育の充実	年齢や発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施するとともに、命の尊さについての保育・教育の充実を図ります。	・発達段階に応じた命の尊さについての保育・教育の実施	保育・幼稚園課	保育の中で、異年齢児との関わりや地域の小・中学校や高齢者とのふれあいを通して、思いやりや感謝の気持ちを育てたり、動植物の飼育や栽培を通して、生命の大切さを教えていく。	-	13
14	基本目標 I	重点目標 1	P44	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	② 性・命にかかわる保育・教育の充実	年齢や発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施するとともに、命の尊さについての保育・教育の充実を図ります。	・発達段階に応じた命の尊さについての保育・教育の実施	人権教育推進室 保健体育課	発達段階に応じた性・命にかかわる保育・教育を推進する。	-	14
15	基本目標 I	重点目標 1	P44	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	② 性・命にかかわる保育・教育の充実	年齢や発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施するとともに、命の尊さについての保育・教育の充実を図ります。	・発達段階に応じた適切な性に関する指導の実施	保育・幼稚園課	性別による固定観念や、役割を植え付けることがないよう、一人一人のあるがままの姿を受け止め保育を行う。	-	15
16	基本目標 I	重点目標 1	P44	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	② 性・命にかかわる保育・教育の充実	年齢や発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施するとともに、命の尊さについての保育・教育の充実を図ります。	・発達段階に応じた適切な性に関する指導の実施	人権教育推進室 保健体育課	発達段階に応じた性・命にかかわる保育・教育を推進する。	-	16
17	基本目標 I	重点目標 1	P45	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	③ 男女共同参画に関する資料の作成と活用	中学2年生を対象とした啓発誌「ONE STEP UP」を市内全中学校へ配布し、学級活動、人権学習、総合的な学習の時間等で活用します。	・人権教育の推進【再掲】	人権教育推進室 指導課	令和3年度に改訂した中学校第2学年向け啓発誌『ONE STEP UP』を活用し、男女平等・男女共同参画意識を育むことを推進する。	-	17
18	基本目標 I	重点目標 1	P45	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	④ 人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等・男女共同参画意識が形成される人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進を図ります。	・出前講座の実施	男女共同参画課	教育機関や事業所、団体等からの依頼・ニーズに応じて、男女共同参画の意識啓発、ワークラー・バランス、セクハラ・パワハラ、LGBT等性的マイノリティなどに関する出前講座を開催する。	-	18
19	基本目標 I	重点目標 1	P45	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	④ 人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等・男女共同参画意識が形成される人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進を図ります。	・公開保育の実施【再掲】	保育・幼稚園課	「人権を大切に育てる心育てる保育」の視点に立ち、公開保育を2園(豊洲保育園、第五福田認定こども園)で実施する。	-	19

第四次くらしきハーモニープラン 実施計画書

NO	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	関連事業	所管	令和3年度事業計画	令和3年度予算額(千円)	NO
20	基本目標 I	重点目標 1	P45	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	④ 人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等・男女共同参画意識が形成される人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進を図ります。	・講演会の開催	保育・幼稚園課	園長・副園長・保育士・保育教諭対象に講演会を開催(1回)すると共に、各園において保護者を対象に人権に関する講演会やビデオ視聴を通して人権学習を実施する。	-	20
21	基本目標 I	重点目標 1	P45	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	④ 人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等・男女共同参画意識が形成される人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進を図ります。	・男女平等・男女共同参画を推進する教育の充実【再掲】	保育・幼稚園課	保育を通じて、男女平等意識を育てる環境づくりや、園内での性別の固定的役割や区別の見直しを継続して行なっていく。	-	21
22	基本目標 I	重点目標 1	P45	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	④ 人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等・男女共同参画意識が形成される人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進を図ります。	・人権教育の推進	保育・幼稚園課	園長・副園長・保育士・保育教諭対象に講演会を開催(1回)すると共に、各園において保護者を対象に人権に関する講演会やビデオ視聴を通して人権学習を実施する。	-	22
23	基本目標 I	重点目標 1	P45	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	④ 人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等・男女共同参画意識が形成される人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進を図ります。	・学校園人権教育研修事業【再掲】	人権教育推進室指導課	学校園管理職や人権教育担当者の研修会を通して、人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進について周知する。 ・校長会 1回 ・管理職研修会 1回 ・担当者研修会 2回	-	23
24	基本目標 I	重点目標 1	P45	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	④ 人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等・男女共同参画意識が形成される人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進を図ります。	○中学校における男女混合名簿の導入【再掲】	人権教育推進室指導課	中学校における男女混合名簿の導入を図るとともに、男女混合名簿の導入に伴う相談に応じる。 ・男女混合名簿を導入している中学校 7校(令和2年度)	-	24
25	基本目標 I	重点目標 1	P45	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	④ 人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等・男女共同参画意識が形成される人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進を図ります。	○中学校における女子制服選択制の推進	人権教育推進室指導課	中学校における女子制服選択制導入を推進する。 ・女子制服選択制を導入している中学校 14校(令和2年度)	-	25
26	基本目標 I	重点目標 1	P45	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	④ 人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等・男女共同参画意識が形成される人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進を図ります。	・人権教育の推進【再掲】	人権教育推進室指導課	学校園管理職や人権教育担当者の研修会を通して、人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進について周知する。 ・校長会 1回 ・管理職研修会 1回 ・担当者研修会 2回	-	26
27	基本目標 I	重点目標 1	P45	(2) 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備	⑤ 庁内推進体制の充実	庁内で男女共同参画を積極的に推進するため、男女共同参画に関わる部署へ「男女共同参画推進員」の配置を検討し、施策を効果的に展開するとともに、推進体制の充実を図ります。	○庁内における「男女共同参画推進員」の配置	男女共同参画課	○庁内における「男女共同参画推進員」の配置について検討する。	-	27
28	基本目標 I	重点目標 1	P46	(3) 多様な生涯学習の機会の提供	① 男性や若者も参加しやすい講座・セミナー等の開催	開催日時の工夫等、男性や若者も参加しやすい学習の場を提供し、男女共同参画の意義についての理解を促進します。	・男性や若者を中心としたセミナー・講座の開催	男女共同参画課	幅広い世代に対して男女共同参画への意識の浸透を図ることを目的として、講座を開催する。	-	28
29	基本目標 I	重点目標 1	P46	(3) 多様な生涯学習の機会の提供	② 公民館における講座の充実	地域にもっとも身近な生涯学習施設である公民館において、男女平等と男女共同参画の意識浸透につながる事業を関連部署と連携しながら、展開することにより、啓発活動に努めます。	・各種講座・講演会の実施	市民学習センター	地域にもっとも身近な生涯学習施設である公民館において、男女平等と共同参画の意識啓発につながる事業を、連部署と連携しながら啓発活動に努める。	-	29
30	基本目標 I	重点目標 1	P46	(4) 男女共同参画に関する調査・研究の推進と情報収集・提供	① 男女共同参画に関する情報の収集・提供	図書館などにおいて、男女共同参画に関する書籍や資料の収集・貸出・特集を行うことにより、市民の意識啓発を行います。	・資料収集・提供	中央図書館	男女共同参画に関する書籍の収集・貸出や、男女共同参画に関する特集展示を行い、市民の個々の意識啓発や各種啓発活動を支援する。	-	30
31	基本目標 I	重点目標 1	P46	(4) 男女共同参画に関する調査・研究の推進と情報収集・提供	① 男女共同参画に関する情報の収集・提供	図書館などにおいて、男女共同参画に関する書籍や資料の収集・貸出・特集を行うことにより、市民の意識啓発を行います。	・図書室での書籍の収集・貸出	市民学習センター	男女共同参画に関する書籍の収集・貸出や、男女共同参画に関する特集展示を行い、市民の個々の意識啓発や各種啓発活動を支援する。	-	31
32	基本目標 I	重点目標 1	P46	(4) 男女共同参画に関する調査・研究の推進と情報収集・提供	① 男女共同参画に関する情報の収集・提供	市民及び事業所を対象に、男女共同参画に関するアンケートを実施し、結果をホームページや冊子により公表し啓発を図るとともに、ダイジェスト版を各種講座などで啓発資料として活用します。	・市民及び事業所を対象に行った男女共同参画に関するアンケート結果の公表と活用	男女共同参画課	5年に1度実施。次回は令和6年度に実施する予定。	-	32
33	基本目標 I	重点目標 1	P46	(4) 男女共同参画に関する調査・研究の推進と情報収集・提供	① 男女共同参画に関する情報の収集・提供	国・県・他都市等の男女共同参画に関する資料等について情報収集し、ホームページ等を通して情報提供を行います。	・男女共同参画に関する情報収集・提供	男女共同参画課	国・県・他都市等の男女共同参画に関する資料等について情報収集し、ホームページ等を通して情報提供を行います。	-	33
34	基本目標 I	重点目標 1	P46	(4) 男女共同参画に関する調査・研究の推進と情報収集・提供	① 男女共同参画に関する情報の収集・提供	国・県・他都市等の男女共同参画に関する資料等について情報収集し、ホームページ等を通して情報提供を行います。	・書籍の収集・貸出	男女共同参画推進センター	国・県・他都市等の情報誌や書籍の収集・貸出を行う。	10	34
35	基本目標 I	重点目標 1	P46	(4) 男女共同参画に関する調査・研究の推進と情報収集・提供	① 男女共同参画に関する情報の収集・提供	人権や男女平等・男女共同参画に関するDVD・ビデオの貸出を行います。	・人権啓発DVD・ビデオの購入・貸出及び啓発冊子の作成、配布	人権推進室	男女平等・共同参画のほか、人権に関する啓発ビデオを購入し、学校園、企業、町内会等の団体への貸出しを行う。	655	35
36	基本目標 I	重点目標 2	P47	(5) メディア等における男女の人権に配慮した表現の促進	① 表現における配慮の推進	市の刊行物やウェブサイト等において、人権や男女平等・男女共同参画に配慮した表現を推進します。	・広報誌など市の刊行物等における人権、男女平等・共同参画に配慮した表現の推進	くらしき情報発信課	広報紙等の原稿を、手引書に基づき、人権、男女平等・共同参画に配慮した表現がされているかチェックするなど、注意を払って掲載する。	-	36
37	基本目標 I	重点目標 2	P47	(5) メディア等における男女の人権に配慮した表現の促進	① 表現における配慮の推進	市の刊行物やウェブサイト等において、人権や男女平等・男女共同参画に配慮した表現を推進します。	・男女共同参画の視点からの表現の推進	男女共同参画課	市の刊行物やウェブサイト等において、人権や男女平等・共同参画に配慮した表現を推進する。	-	37
38	基本目標 I	重点目標 2	P47	(5) メディア等における男女の人権に配慮した表現の促進	① 表現における配慮の推進	メディアやインターネット上で発信される情報を市民一人ひとりが主体的に評価する能力の向上を図ります。	○情報リテラシーに関する情報提供	男女共同参画課	メディアやインターネット上で発信される情報を市民一人ひとりが主体的に評価する能力の向上を図る。	-	38
39	基本目標 I	重点目標 2	P48	(6) 性の商品化を許さない意識の浸透	① 性に起因する人権侵害や犯罪防止の啓発	性に起因する人権侵害や犯罪を防止するため、広報・啓発に努め、一人ひとりを尊重する市民意識の醸成を図ります。	・啓発パンフレットなどの作成・配布などの啓発活動	男女共同参画課	性に起因する人権侵害や犯罪を防止するため、広報・啓発に努め、一人ひとりを尊重する市民意識の醸成を図る。	-	39
40	基本目標 I	重点目標 2	P48	(7) 性的指向・性自認等に関する理解の促進	① 性的指向・性自認等に関する理解の促進	性的指向・性自認等に対する偏見や差別の解消をめざし、性的指向等に関する正しい知識と理解を深め、問題解決に向けた啓発活動に取り組みます。	・人権啓発DVD・ビデオの購入・貸出及び啓発冊子の作成、配布【再掲】	人権推進室	性的指向と性別違和に関する啓発DVDを購入し、学校園、企業、町内会等の団体へDVDの貸出しを行う。また、人権政策部内での研修を実施し、正しい知識と理解を深める。	97	40
41	基本目標 I	重点目標 2	P48	(7) 性的指向・性自認等に関する理解の促進	① 性的指向・性自認等に関する理解の促進	性的指向・性自認等に対する偏見や差別の解消をめざし、性的指向等に関する正しい知識と理解を深め、問題解決に向けた啓発活動に取り組みます。	○男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】	男女共同参画課	幅広い世代に対して男女共同参画への意識の浸透を図ることを目的として、講座を開催する。	-	41
42	基本目標 I	重点目標 2	P48	(7) 性的指向・性自認等に関する理解の促進	① 性的指向・性自認等に関する理解の促進	性的指向・性自認等に対する偏見や差別の解消をめざし、性的指向等に関する正しい知識と理解を深め、問題解決に向けた啓発活動に取り組みます。	・啓発誌「ONE STEP UP」の配布【再掲】	男女共同参画課	中学2年生を対象の啓発誌「ONE STEP UP」を市内全中学校へ配付し、人権学習、総合学習等で活用してもらうよう依頼する。	364	42
43	基本目標 I	重点目標 2	P48	(7) 性的指向・性自認等に関する理解の促進	① 性的指向・性自認等に関する理解の促進	性的指向・性自認等に対する偏見や差別の解消をめざし、性的指向等に関する正しい知識と理解を深め、問題解決に向けた啓発活動に取り組みます。	○出前講座でLGBT・SOGIをテーマとした出前講座の開催	男女共同参画課	教育機関や事業所、団体等からの依頼・ニーズに応じて、男女共同参画の意識啓発、ワークラフバランス、セクハラ・パワハラ、LGBT等性的マイノリティなどに関する出前講座を開催する。	-	43
44	基本目標 I	重点目標 2	P48	(7) 性的指向・性自認等に関する理解の促進	① 性的指向・性自認等に関する理解の促進	性的指向・性自認等に対する偏見や差別の解消をめざし、性的指向等に関する正しい知識と理解を深め、問題解決に向けた啓発活動に取り組みます。	○市職員向けマニュアル作成と周知	男女共同参画課	庁内の性的マイノリティの方への理解促進を図ることを目的に、行政文書の性別記載欄について調査を行う。	-	44
45	基本目標 I	重点目標 2	P48	(7) 性的指向・性自認等に関する理解の促進	① 性的指向・性自認等に関する理解の促進	LGBTなど性的マイノリティの方のパートナー関係を尊重するために市が公的に証明する制度の導入を検討します。	○パートナーシップ宣誓制度の導入の検討	男女共同参画課	パートナーシップ宣誓制度(仮称)について、今年度中の導入を目指す。	-	45

第四次くらしきハーモニープラン 実施計画書

NO	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	関連事業	所管	令和3年度事業計画	令和3年度予算額(千円)	NO
46	基本目標 I	重点目標2	P48	(7)性的指向・性自認等に関する理解の促進	① 性的指向・性自認等に関する理解の促進	LGBTなど性的マイノリティの方のパートナー関係を尊重するために市が公的に証明する制度の導入を検討します。	○性的マイノリティの理解者(アライ)の普及啓発	男女共同参画課	パートナーシップ宣誓制度(仮称)の導入や講座・セミナーを通じて、理解者(アライ)の普及を図る。	-	46
47	基本目標 I	重点目標2	P48	(7)性的指向・性自認等に関する理解の促進	① 性的指向・性自認等に関する理解の促進	性的マイノリティの方が感じている精神的負担や不安感の軽減に取り組めます。	○性的マイノリティのための相談窓口設置の検討	男女共同参画課	性的マイノリティのための相談窓口設置について研究する。	-	47
48	基本目標 I	重点目標2	P49	(7)性的指向・性自認等に関する理解の促進	② 児童生徒の性的指向・性自認等に関するきめ細かな対応	性的指向・性自認に関する正しい知識を身につけ、児童生徒へ適切に対応するための教員研修を行います。	○教職員向け指導資料の活用	人権教育推進室	保護者向けリーフレット「保護者を知ってほしい 多様な性」を作成し、保護者だけでなく教職員にも配付し、教職員の理解を深める。	-	48
49	基本目標 I	重点目標2	P49	(7)性的指向・性自認等に関する理解の促進	② 児童生徒の性的指向・性自認等に関するきめ細かな対応	性的指向・性自認に関する正しい知識を身につけ、児童生徒へ適切に対応するための教員研修を行います。	・学校園人権教育研修事業【再掲】	人権教育推進室	学校園管理職や人権教育担当者の研修会を通して、性的指向・性自認に関する正しい知識等について周知する。 ・管理職研修会 1回 ・担当者研修会 2回	-	49
50	基本目標 I	重点目標2	P49	(7)性的指向・性自認等に関する理解の促進	② 児童生徒の性的指向・性自認等に関するきめ細かな対応	性別違和を感じる児童生徒に対し、学校生活におけるきめ細かな支援を行います。また、性的指向・性自認に関して悩みを抱える児童生徒に対する相談体制を充実させます。多様な性の在り方を正しく理解し、互いを認め合う人権教育を推進します。	・学校園人権教育研修事業【再掲】	人権教育推進室 指導課 保健体育課	学校園管理職や人権教育担当者の研修会を通して、性的指向や性別違和に対するきめ細かな対応、互いの違いを認め合える幼児児童生徒の育成につながる人権教育の在り方について周知する。 ・校長会 1回 ・管理職研修会 1回 ・担当者研修会 2回	-	50
51	基本目標 I	重点目標2	P49	(7)性的指向・性自認等に関する理解の促進	② 児童生徒の性的指向・性自認等に関するきめ細かな対応	性別違和を感じる児童生徒に対し、学校生活におけるきめ細かな支援を行います。また、性的指向・性自認に関して悩みを抱える児童生徒に対する相談体制を充実させます。多様な性の在り方を正しく理解し、互いを認め合う人権教育を推進します。	・人権教育の推進【再掲】	人権教育推進室 指導課 保健体育課	発達段階に応じた性・命にかかわる保育・教育を推進する。	-	51
52	基本目標 I	重点目標2	P49	(7)性的指向・性自認等に関する理解の促進	③ 保護者に対する教育・啓発の推進	性的指向・性自認に関する正しい知識を身につけ、児童生徒へ適切に対応するための保護者への教育・啓発を行います。	○保護者向け教育・啓発資料の作成と活用	人権教育推進室	保護者向けリーフレット「保護者を知ってほしい 多様な性」を作成し、PTA人権教育研修会等で全保護者に配付する。	-	52
53	基本目標 I	重点目標2	P49	(7)性的指向・性自認等に関する理解の促進	③ 保護者に対する教育・啓発の推進	性的指向・性自認に関する正しい知識を身につけ、児童生徒へ適切に対応するための保護者への教育・啓発を行います。	○PTA人権教育推進事業	人権教育推進室	PTA人権教育研修会を通して、多様な性の在り方について児童生徒自身に考えさせるとともに、保護者としての役割について理解や認識を深める。	-	53
54	基本目標 I	重点目標2	P50	(8)外国にルーツを持つ人々への理解の促進	① 外国における男女共同参画の学習	外国のジェンダー意識や男女共同参画についてのセミナー等を開催します。	○男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】	男女共同参画課	幅広い世代に対して男女共同参画への意識の浸透を図ることを目的として、講座を開催する。	-	54
55	基本目標 I	重点目標2	P50	(8)外国にルーツを持つ人々への理解の促進	② 外国人住民への対応	外国人住民などに向けて、生活に関わるさまざまな相談に対応できる相談窓口を運営します。	○外国人相談窓口運営事業	国際課	外国人住民が生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な相談場所に迅速に到達することができるよう、多言語対応の相談窓口を運営する。	10,198	55
56	基本目標 I	重点目標2	P50	(9)国際化の中での男女共同参画の促進	① 国際相互理解の促進	さまざまな国や地域の文化を知る機会を提供し、互いの多様性についての理解を促進します。	・国際交流協会への支援(倉敷国際ふれあい広場など)	国際課	市民と外国人住民が共にコミュニティの一員として参加できるイベントの開催及び国際理解、国際協力・貢献、多文化共生についての講座の開催を行う国際交流協会への支援を行う。	3,361	56
57	基本目標 I	重点目標2	P50	(9)国際化の中での男女共同参画の促進	② 世界の女性を取りまく環境についての情報提供	国・県・他都市の情報誌や男女共同参画白書などの情報を収集し、男女共同参画推進センターに設置するとともに、ホームページなどにおいても情報提供します。	・世界の動きの情報収集及び情報提供	男女共同参画課 男女共同参画推進センター	国・県・他都市の情報誌や男女共同参画白書などの情報を収集し、男女共同参画推進センターに設置するとともに、ホームページなどにおいても情報提供します。	-	57
58	基本目標 I	重点目標2	P50	(9)国際化の中での男女共同参画の促進	② 世界の女性を取りまく環境についての情報提供	国・県・他都市の情報誌や男女共同参画白書などの情報を収集し、男女共同参画推進センターに設置するとともに、ホームページなどにおいても情報提供します。	○ホームページでの情報提供	男女共同参画課 男女共同参画推進センター	国・県・他都市の情報誌や男女共同参画白書などの情報を収集し、男女共同参画推進センターに設置するとともに、ホームページなどにおいても情報提供します。	-	58
59	基本目標 II	重点目標3	P51	(10)ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	① ワーク・ライフ・バランスの意識の醸成	ワーク・ライフ・バランスに対する社会全体の意識を高めるとともに、働き方改革を推進するため、事業所と働く方それぞれに対してセミナー等を実施します。	○働き方改革啓発推進事業	労働政策課	ワーク・ライフ・バランスへの理解と取組促進に向け、事業主等に「働き方改革セミナー」を実施する。 【目標】開催数:2回 参加者数:延800人	1,340	59
60	基本目標 II	重点目標3	P51	(10)ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	① ワーク・ライフ・バランスの意識の醸成	セミナー等により、ワーク・ライフ・バランスが図られるよう、法制度の周知や意識啓発を行います。	○男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】	男女共同参画課 男女共同参画推進センター	幅広い世代に対して男女共同参画への意識の浸透を図ることを目的として、講座を開催する。	-	60
61	基本目標 II	重点目標3	P51	(10)ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	① ワーク・ライフ・バランスの意識の醸成	セミナー等により、ワーク・ライフ・バランスが図られるよう、法制度の周知や意識啓発を行います。	○高梁川流域女性活躍推進事業	男女共同参画課	「はたらきかた発見マルシェ」を実施。個人向け、企業若手従業員向け、女性向けセミナーのほか相談会やコアメンバーミーティング、オンライン講座を開催する。	2,200	61
62	基本目標 II	重点目標3	P52	(10)ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	② 市職員のワーク・ライフ・バランスの実践	市職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりを行います。	・長時間労働の是正、休暇取得推進	人事課	【長時間労働の是正】 ・ICT技術の導入等により、勤務時間の適正な把握・管理を行うとともに、事務の効率化を進めることで長時間労働の是正に努める。 ・時間や場所にとらわれず柔軟に働くことが出来る「テレワーク」「モバイルワーク」「サテライトオフィス」について、試行などを通じ検討を進め、導入を目指す。 【休暇取得促進】 ・計画的な年次休暇の取得や連続休暇の取得を促進し、全ての職員が年5日以上年次休暇を取得出来るよう努める。 ・市の男性職員の育児休業取得率、部分休業を併せた合計取得率の向上に努める。	-	62
63	基本目標 II	重点目標3	P52	(11)多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	① 保育所の待機児童の解消	くらしき子ども未来プラン後期計画に基づき、保育所の待機児童の解消を図ります。	・待機児童対策	保育・幼稚園課	各地区の保育ニーズを把握し、地域性を考慮して保育所の施設整備、定員の見直しなどを行い、待機児童対策を進める。 待機児童数39人(R3.4.1時点)	-	63
64	基本目標 II	重点目標3	P52	(11)多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	② 保育についてのきめ細かい情報提供	各社会福祉事務所に保育コンシェルジュを配置し、保護者の就労状況や子どもに合った就園案内を行います。	・保育所情報の提供	保育・幼稚園課	保育所ガイドを作成し、各社会福祉事務所等で配布するとともに、各家庭状況に応じた保育情報を案内する。また、保育園情報をホームページで公開する。	-	64
65	基本目標 II	重点目標3	P52	(11)多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	③ ファミリー・サポート・センターの充実	子育て家庭の負担軽減のため、ファミリー・サポート・センターで、子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人の相互援助活動の連絡・調整を行います。また、提供会員の活動回数を増やすとともに、提供会員の拡大を図り、子育てを助け合う事業の充実を図ります。	・ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	ファミリー・サポート・センターの提供会員の増加に努め、活動の円滑化を図る。	12,342	65
66	基本目標 II	重点目標3	P53	(11)多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	④ 放課後児童クラブの充実	保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生のために、放課後や長期休業日等に安心して過ごす遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	・放課後児童クラブ実施事業	子育て支援課	条例に基づいた施設基準・運営体制充実のため、学校施設の有効活用や専用施設の新設を行う。また、支援員の研修等を実施する。	1,732,510	66
67	基本目標 II	重点目標3	P53	(11)多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	⑤ 子育てに関する相談・支援体制の充実	子ども家庭総合支援拠点において、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等の相談に応じ、包括的・継続的な支援を行います。	・子ども家庭総合支援拠点運営事業 【参考】子ども家庭総合支援拠点=子ども相談センターの全事業が該当する。例:こんには赤ちゃん訪問事業等	子ども相談センター	子ども家庭総合支援拠点において、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等の相談に応じ、包括的・継続的な支援を行う。	133,227	67

第四次くらしきハーモニープラン 実施計画書

NO	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	関連事業	所管	令和3年度事業計画	令和3年度予算額(千円)	NO
68	基本目標Ⅱ	重点目標3	P53	(11)多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	⑤ 子育てに関する相談・支援体制の充実	地域のつながりの希薄化による妊婦・母親の孤立感・負担感解消のため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。	・子育て世代包括支援センター運営事業	健康づくり課	市保健所及び、児島、玉島、水島、真備の各保健推進室内に「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」を設置し、保健師、助産師等の資格を持つすくすく相談員等により、子育て支援サービスプランの提案、専用電話による相談、妊娠後期の情報提供や支援等を行う。	28,377	68
69	基本目標Ⅱ	重点目標3	P53	(11)多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	⑥ 地域の子育て支援拠点等の充実	地域子育て支援拠点等を設け、親子や親同士が集い楽しめる機会や場を提供し、子育ての情報提供や相談体制を充実させ、子育ての悩みや不安の解消を図ります。	・地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	市内20か所の地域子育て支援拠点や、週1回開催の出張ひろばにおいて、育児中の親とその子どもが気軽に集まり、子育て情報の収集や仲間づくり、育児相談ができる場を提供し、子育ての悩みや不安の解消に努める。	233,817	69
70	基本目標Ⅱ	重点目標3	P53	(11)多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	⑥ 地域の子育て支援拠点等の充実	子育ての不安や悩みを解消し、楽しく子育てできることを目的に、就園前の乳幼児とその保護者を対象とした「子育て広場」を開設します。	・子育て広場開設事業	子育て支援課	就園前の乳幼児とその保護者を対象とし、地域の子育て支援ボランティアが主体となって企画する遊びや参加者同士の交流を通して、子育ての悩みや不安を解消する場として子育て広場を開設(年間28回程度)し、子育てを支援する。	3,030	70
71	基本目標Ⅱ	重点目標3	P53	(11)多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	⑥ 地域の子育て支援拠点等の充実	子育て親子が自由に集まり、交流や仲間づくりを行う場を提供する団体に補助金を交付し、地域の触れ合いの中で子育てを楽しめる環境づくりを推進します。	・子育てサロン推進事業	子育て支援課	地域の施設で子育て親子が交流するサロンの運営団体に経費の一部を助成する。	1048	71
72	基本目標Ⅱ	重点目標3	P53	(11)多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	⑦ 子育て支援ネットワークの構築	倉敷市子育て支援センターを中心として、地域子育て支援拠点、児童館のネットワーク化を図り、それらを地域の拠点として、母親クラブ・子育てサロン、民間団体などの団体間のつながりを促進します。	・子育て力向上事業	子育て支援課	子育てを支えている市民・団体間のつながりを強めるため、地区ごとに支援者が一堂に会し、情報交換、情報共有できる場である「子育てcafe」を開催する。	187	72
73	基本目標Ⅱ	重点目標3	P53	(11)多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	⑧ 介護に関する相談体制の充実	介護負担の軽減を図るため、介護保険制度の情報提供を行うなど、介護に関する相談・支援を行います。	・窓口相談員の設置	介護保険課	相談員:倉敷・児島・水島・玉島・真備の窓口は窓口相談員を配置し、相談・苦情等に応じる。 窓口相談員 倉敷2名 児島・水島・玉島・真備各1名	21,099	73
74	基本目標Ⅱ	重点目標3	P53	(11)多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	⑧ 介護に関する相談体制の充実	介護負担の軽減を図るため、介護保険制度の情報提供を行うなど、介護に関する相談・支援を行います。	・介護保険制度のパンフレットによる広報活動	介護保険課	パンフレット(3年毎に作成):介護保険制度改正の内容にあわせたパンフレットの作成。令和3年度作成。	2,090	74
75	基本目標Ⅱ	重点目標3	P53	(11)多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	⑧ 介護に関する相談体制の充実	介護負担の軽減を図るため、介護保険制度の情報提供を行うなど、介護に関する相談・支援を行います。	○高齢者支援センターにおける介護に関する相談支援	健康長寿課(地域包括ケア推進室)	地域の高齢者を支援する総合窓口として高齢者支援センター25か所、サブセンター3か所を設置し、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等を実施する。	430,465	75
76	基本目標Ⅱ	重点目標3	P54	(11)多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	⑨ 子育てに関する情報の提供	「子育てハンドブックKURA」や「子育て応援マップ」を市内各所の子育て支援情報コーナー等で配布します。また、ホームページ等さまざまな媒体を通して子育てに関する情報を提供し、多様なライフスタイルに対応した子育てを支援します。	○「子育て」情報発信強化事業	子育て支援課	子育てハンドブックKURA、子育て応援マップを更新し、各支所や施設、イオンモール倉敷などに設置する「子育て支援情報コーナー」やホームページ等さまざまな媒体を通して、子育てに関する情報を発信する。また、地域の子育て支援者等に対しても、講座や研修等を通じて周知する。	2,130	76
77	基本目標Ⅱ	重点目標3	P54	(12)事業者等による取り組みの促進	① 多様な働き方への環境整備に取り組む事業所への優遇措置	男女共同参画に関する優れた取り組みを行う事業所を認定し、その事業所に対する特典を設け、取り組みを推進します。	○倉敷市男女共同参画推進事業所認定制度	男女共同参画課	市内事業所における男女共同参画を推進するため、ダイバーシティやワーク・ライフ・バランスの推進、女性の活躍推進等に積極的に取り組む事業所を認定する。	2,805	77
78	基本目標Ⅱ	重点目標3	P54	(12)事業者等による取り組みの促進	② 働き方改革を踏まえた労働時間短縮のための啓発	定時退庁の促進など労働時間短縮のための意識啓発を行います。	○市職員のワーク・ライフ・バランス推進強化月間の実施	人事課	7月及び8月を「ワーク・ライフ・バランス推進強化月間(以下「強化月間」という。)」として設定し、ワーク・ライフ・バランスの推進及び働き方改革に関する取り組みや啓発に努める。	-	78
79	基本目標Ⅱ	重点目標3	P54	(12)事業者等による取り組みの促進	② 働き方改革を踏まえた労働時間短縮のための啓発	労働者の通勤時間の短縮や、業務の効率化という観点から、テレワークや在宅ワーク等の普及啓発を行うことで、労働時間の短縮を図ります。	○働き方改革啓発推進事業【再掲】	労働政策課	柔軟な働き方への環境整備のため、事業主等に「働き方改革セミナー」を実施する。 【目標】 開催数:2回 参加者数:延800人	1,340 【No.100再掲】	79
80	基本目標Ⅱ	重点目標3	P54	(12)事業者等による取り組みの促進	② 働き方改革を踏まえた労働時間短縮のための啓発	市内に事業所を有する事業所等の人事担当者へ女性活躍の推進を働きかけます。	○高梁川流域女性活躍推進事業【再掲】	男女共同参画課	「はたらきかた発見マルシェ」を実施。個人向け、企業若手従業員向け、女性向けセミナーのほか相談会やコアメンバーミーティング、オンライン講座を開催する。	2,200	80
81	基本目標Ⅱ	重点目標3	P54	(12)事業者等による取り組みの促進	③ 積極的な取り組みを行っている事業所への表彰制度の実施	事業所の子育て支援の促進を図るため、従業員に対する仕事と子育ての両立支援に加え、企業活動を通じた子どもと子育て家庭への支援や、地域の子育て支援活動などへの応援を行っている事業所等に対し、表彰を行います。	○倉敷市保健福祉功労者表彰(児童福祉功労・事業所)	子育て支援課	企業の子育て支援の促進を図るため、従業員に対する仕事と子育ての両立支援に加え、企業活動を通じた子どもと子育て家庭への支援や、地域の子育て支援活動などへの応援を行っている事業所に対して、倉敷市保健福祉功労者表彰を行う。	0	81
82	基本目標Ⅱ	重点目標3	P55	(12)事業者等による取り組みの促進	④ 厚生労働大臣が定める女性活躍を推進する事業所認定マーク「えるぼし」及び子育てサポート企業の認定マーク「くるみん」の普及啓発	将来の安定した労働力確保のために非常に重要な課題である女性活躍推進について、「えるぼし」「くるみん」等の制度を事業所に対して周知し、普及を図ります。	○市町雇用対策協議会運営事業 ○事業所への周知	労働政策課	倉敷中央公共職業安定所管内市町(総社市・早島町・倉敷市)で構成する協議会により、安定した労働力確保等の要請、女性活躍推進に関するパンフレット等の情報提供を行う。 【目標】 送付先:延1,252社 回数:延4回	60	82
83	基本目標Ⅱ	重点目標4	P56	(13)雇用機会における平等の促進	① 事業所内の男女平等と男女共同参画の意識の醸成	事業主等へ、人権問題について正しい理解と認識を深めるための企業への人権啓発研修等を行います。	・労働対策関係事業	労働政策課	人権問題について正しい理解と認識を深め、「誰もが安心して働き続けられる労働環境づくり」を促進するため、事業主や労働者等に対し、「人権セミナー」を実施する。 【目標】 参加企業:95社	1,500	83
84	基本目標Ⅱ	重点目標4	P56	(13)雇用機会における平等の促進	② 関係法令や制度に関しての情報提供	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容の周知を図るとともに、同一労働同一賃金をはじめとした男女平等や男女共同参画に関する理解と協力を働きかけます。	・労働対策関係事業【再掲】	労働政策課	子育て・介護と仕事の両立支援策の活用促進、男女共同参画への理解のため、事業主や労働者等に対し、「人権セミナー」を実施する。 【目標】 参加企業:95社	1,500 【No.136再掲】	84
85	基本目標Ⅱ	重点目標4	P56	(13)雇用機会における平等の促進	② 関係法令や制度に関しての情報提供	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容の周知を図るとともに、同一労働同一賃金をはじめとした男女平等や男女共同参画に関する理解と協力を働きかけます。	○男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】	男女共同参画課	幅広い世代に対して男女共同参画への意識の浸透を図ることを目的として、講座を開催する。	-	85
86	基本目標Ⅱ	重点目標4	P56	(13)雇用機会における平等の促進	② 関係法令や制度に関しての情報提供	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容の周知を図るとともに、同一労働同一賃金をはじめとした男女平等や男女共同参画に関する理解と協力を働きかけます。	・ワーク・ライフ・バランスをテーマとした出前講座の開催	男女共同参画課	出前講座でワークライフバランス等の啓発を行う。また、求めに応じてワークライフバランスをテーマとした出前講座を行う。	-	86
87	基本目標Ⅱ	重点目標4	P56	(13)雇用機会における平等の促進	③ 男女雇用機会均等と待遇の確保対策に対する事業所内人事担当者の意識醸成	公正採用人権啓発等を行います。	・労働対策関係事業【再掲】	労働政策課	人権問題について正しい理解と認識を深めるため、事業主や労働者等に対し、「人権セミナー」を実施する。 【目標】 参加企業:95社	1,500 【No.136再掲】	87
88	基本目標Ⅱ	重点目標4	P57	(13)雇用機会における平等の促進	④ 性別にかかわらず市職員の採用、配置等の実施	性別にかかわらず、適正な採用、配置等を行います。	・職員採用試験	人事課	・性別に関わらず、能力・経験等を適正に評価した採用を行う。 ・男性比率の高い技術系(土木・建築・消防等)職種の女性割合の向上に努める。	6,463	88
89	基本目標Ⅱ	重点目標4	P57	(13)雇用機会における平等の促進	④ 性別にかかわらず市職員の採用、配置等の実施	性別にかかわらず、適正な採用、配置等を行います。	・人事管理	人事課	・性別に関わらず、能力・経験等を適正に評価した配置を行い、性別を理由とした担当業務の固定化を防ぐ。 ・女性職員の配置比率の低い分野へも、積極的に女性職員を配置する。	2,642	89

第四次くらしきハーモニープラン 実施計画書

NO	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	関連事業	所管	令和3年度事業計画	令和3年度予算額(千円)	NO
90	基本目標Ⅱ	重点目標4	P57	(14)就業環境の改善	① テレワークの推進	事業所・市民に対して、テレワークの普及啓発を行うことで、通勤時間の削減や長時間労働の改善を図ります。	○働き方改革啓発推進事業【再掲】	労働政策課	柔軟な働き方への環境整備のため、事業主等に「働き方改革セミナー」を実施する。 【目標】開催数:2回 参加者数:延800人	1,340 【No.100再掲】	90
91	基本目標Ⅱ	重点目標4	P57	(14)就業環境の改善	① テレワークの推進	事業所・市民を対象にテレワークへの理解を推進するためのセミナーを実施します。	○高梁川流域女性活躍推進事業【再掲】	男女共同参画課	「はたらきかた発見マルシェ」を実施。個人向け、企業若手従業員向け、女性向けセミナーのほか相談会やコアメンバーミーティング、オンライン講座を開催する。	2,200	91
92	基本目標Ⅱ	重点目標4	P57	(14)就業環境の改善	② イクボスを増やす取り組みの推進	職場で共に働く部下やスタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司を「イクボス」とし、職場の意識改革につながる啓発活動を行います。	○男女共同参画推進事業所認定において特に優れた取り組みを行う企業へのさらなる認定基準の検討	男女共同参画課	男女共同参画推進事業所認定制度の認定基準について、社会の動向等に応じた新たな視点の取り入れについて研究する。	—	92
93	基本目標Ⅱ	重点目標4	P57	(14)就業環境の改善	② イクボスを増やす取り組みの推進	職場で共に働く部下やスタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司を「イクボス」とし、職場の意識改革につながる啓発活動を行います。	○市管理職員への制度周知や研修実施	人事課	・仕事と家庭の両立ができる職場づくりを管理職員が率先して進めるため、管理職員を対象としたワーク・ライフ・バランス実現に向けたマネジメント研修(働き方改革セミナー)を実施する。	100	93
94	基本目標Ⅱ	重点目標4	P57	(14)就業環境の改善	② イクボスを増やす取り組みの推進	職場で共に働く部下やスタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司を「イクボス」とし、職場の意識改革につながる啓発活動を行います。	○ワーク・ライフ・バランスの観点を含む人事評価の実施	人事課	・所属長等における行動評価について、ワーク・ライフ・バランスに関する評価項目を設ける。 ・所属長等における業績評価について、ワーク・ライフ・バランスの実現(特に長時間労働の是正)に関する目標を設定させる。 ・部下の健康管理の把握やメンタルヘルス対策等、健康管理に必要な措置を行うよう求め、管理職員の意識改革を行う。	—	94
95	基本目標Ⅱ	重点目標4	P58	(15)女性の就業継続と再就職の促進	① 女性が働きやすい職場環境(風土)の意識啓発	男女を問わない育児休業の取得や職場復帰までの職場環境(風土)について、事業所に向けた意識啓発を行います。	・労働対策関係事業【再掲】	労働政策課	子育てと仕事の両立支援策の活用促進、男女共同参画についての理解と協力を得るため、事業主や労働者等に対し、「人権セミナー」を実施する。 【目標】参加企業:95社	1,500 【No.136再掲】	95
96	基本目標Ⅱ	重点目標4	P58	(15)女性の就業継続と再就職の促進	② 再就職支援のための講座の開催	再チャレンジする女性の就業能力の開発・向上のためのセミナーを開催します。	○女性の再就職支援講座の開催 ○スキルアップセミナーの開催	男女共同参画課	様々な困難・課題を抱える女性を対象として、将来の就労につながる研修プログラム等を実施する。	2,805	96
97	基本目標Ⅱ	重点目標4	P58	(15)女性の就業継続と再就職の促進	③ 市職員の意識づくり	性別にかかわらず、誰もが活躍できる共同参画の意識を持ち、率先して男女共同参画社会の実現を担えるよう職員研修を行います。	・職員研修の実施	職員研修所	誰もが活躍できる共同参画社会の実現を担える職員を育成するため、以下の研修を行う。 【新任課長補佐級職員研修】男女共同参画社会実現に向けた本市の取組や課題について理解を深める。 【2級職員研修】ワーク・ライフ・バランス、性的マイノリティについて理解を深める。 【タイムマネジメント研修】効率的で有意義な時間の使い方を習得し、仕事とプライベートの充実を目指す。 【育児休業中職員対象の情報交換会】専門家や先輩職員からアドバイスを受けることで復職に対する不安を軽減し、職場復帰を支援する。	198	97
98	基本目標Ⅱ	重点目標4	P58	(15)女性の就業継続と再就職の促進	④ 保育士等からの相談体制の充実、保育士の離職防止に向けた支援	保育所で働いている保育士や保育士資格取得を希望する方からの相談や離職防止を目的とした研修を実施します。	○倉敷市保育士・保育所支援センター運営事業	保育・幼稚園課	保育実習体験、離職防止対策研修の実施、保育士資格取得や就職を希望する方からの相談を受ける。	—	98
99	基本目標Ⅱ	重点目標4	P59	(16)さまざまな職業への男女共同参画の促進	① 啓発誌「ONE STEP UP」の活用	中学2年生を対象とした啓発誌「ONE STEP UP」を市内全中学校へ配布し、学級活動、人権学習、総合的な学習の時間等で活用します。	○啓発誌「ONE STEP UP」の配布【再掲】	男女共同参画課	中学2年生を対象の啓発誌「ONE STEP UP」を市内全中学校へ配付し、人権学習、総合学習等で活用してもらうよう依頼する。	364	99
100	基本目標Ⅱ	重点目標4	P59	(16)さまざまな職業への男女共同参画の促進	① 啓発誌「ONE STEP UP」の活用	中学2年生を対象とした啓発誌「ONE STEP UP」を市内全中学校へ配布し、学級活動、人権学習、総合的な学習の時間等で活用します。	・学校園人権教育研修事業【再掲】	人権教育推進室指導課	人権教育担当者の研修会を通して、中学校第2学年向け啓発誌「ONE STEP UP」の活用等について周知する。 ・担当者研修会 1回	—	100
101	基本目標Ⅱ	重点目標4	P59	(16)さまざまな職業への男女共同参画の促進	① 啓発誌「ONE STEP UP」の活用	中学2年生を対象とした啓発誌「ONE STEP UP」を市内全中学校へ配布し、学級活動、人権学習、総合的な学習の時間等で活用します。	・人権教育の推進【再掲】	人権教育推進室指導課	中学校第2学年向け啓発誌「ONE STEP UP」を活用し、男女平等・男女共同参画意識を育むことを推進する。	—	101
102	基本目標Ⅱ	重点目標4	P59	(16)さまざまな職業への男女共同参画の促進	② 事業主に対する正規雇用促進についての働きかけ	事業所に対して、正規雇用促進の働きかけを行います。	○市町雇用対策協議会運営事業【再掲】	労働政策課	倉敷中央公共職業安定所管内市町(総社市・早島町・倉敷市)で構成する協議会により、安定した労働力確保等の要請、雇用全般に関するパンフレット等の情報提供を行う。 【目標】送付先:延1,252社 回数:延4回	60 【No.132再掲】	102
103	基本目標Ⅱ	重点目標4	P59	(16)さまざまな職業への男女共同参画の促進	③ 女性の新規就農者の確保	就農相談会等により、女性の新規就農者の確保に努めます。	○就農促進トータルサポート事業 ○農業次世代人材投資事業	農林水産課	リーフレット等により、機会あるごとに啓発活動を行う。	—	103
104	基本目標Ⅱ	重点目標4	P59	(16)さまざまな職業への男女共同参画の促進	④ 女性消防吏員の活躍推進	女性の積極的採用や職域拡大をめざし、女性活躍への取り組み事例を公開するなど、啓発に努めます。	○女性消防吏員活躍推進事業	消防総務課	くらしき男女共同参画フォーラム及び職員採用プロモーション活動へ女性消防吏員を派遣し、女性活躍をPRすることで女性受験者の増加を目指す。消防庁主催の女性消防吏員活躍推進アドバイザーに女性消防吏員1名が就任し、依頼を受けた消防本部へ派遣される予定である。	0	104
105	基本目標Ⅱ	重点目標4	P60	(17)女性の起業支援	① くらしきベンチャーオフィスの運営	創業5年未満の起業家に、倉敷駅前的好立地なオフィスを安価で提供するとともに、専任のインキュベーションマネージャによる経営指導及び創業相談を行います。 また、女性起業家や起業をめざす女性を対象としたセミナーや交流会を開催します。	○高梁川流域創業サポートセンター広域連携事業	商工課	インキュベーションオフィスを管理・運営し、入居者への面談と経営指導を行う。また、定員25名程度の小規模なセミナーを年3回程度開催する。	6,667	105
106	基本目標Ⅱ	重点目標4	P60	(17)女性の起業支援	② 児島デザイナーズインキュベーションの運営	アパレル・デザイン関連事業に特化した創業5年未満の起業家に、児島産業振興センター内にある工業用マシン等の設備使用も可能なオフィスや工房を安価で提供するとともに、専任のインキュベーションマネージャによる経営指導を行います。	○児島産業振興センター運営事業	商工課	インキュベーションオフィスを管理・運営し、入居者への面談と経営指導を行う。	16,460	106
107	基本目標Ⅱ	重点目標4	P60	(17)女性の起業支援	③ 起業家等のネットワークの形成支援	女性起業家、女性経営者及び起業をめざす女性を対象とした交流会又は勉強会の開催に要する経費の一部を補助します。	・がんばる中小企業応援事業	商工課	がんばる中小企業応援事業費補助金のメニューである「女性起業家ネットワーク形成支援事業」により、女性起業家、女性経営者及び起業をめざす女性を対象とした交流会又は勉強会の開催を支援する。(上限100千円)	300	107
108	基本目標Ⅱ	重点目標4	P60	(17)女性の起業支援	④ くらしき創業サポートセンターによる窓口相談、起業塾の開催等により総合的な起業支援を行います。	商工会議所、商工会、金融機関等で構成する、くらしき創業サポートセンターによる窓口相談、起業塾の開催等により総合的な起業支援を行います。	○高梁川流域創業サポートセンター広域連携事業【再掲】	商工課	起業に関する基礎が学べるセミナーを、定員30名前後で年3回程度開催する。また、創業に関する基礎的な質問を各支援機関の窓口で適宜受け付ける。	2,103	108
109	基本目標Ⅱ	重点目標4	P60	(17)女性の起業支援	⑤ 創業サポート特別資金	くらしき創業サポートセンターの支援等を受けた創業1年未満の起業家に対して低利な融資を行うとともに、融資に係る信用保証料を全額補給します。	○創業者支援融資事業	商工課	創業サポート特別資金の周知を行い、保証料補給の申請に適宜対応する。	58,410	109

第四次くらしきハーモニープラン 実施計画書

NO	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	関連事業	所管	令和3年度事業計画	令和3年度予算額(千円)	NO
110	基本目標Ⅱ	重点目標4	P61	(18)女性のキャリアアップ支援	① 非正規雇用から正規雇用への転換や再就職を希望する人に対する各種セミナーなどの案内	職場におけるスキルアップにつながる講座やセミナーなどの広報活動を行います。	○市町雇用対策協議会運営事業	労働政策課	倉敷中央公共職業安定所管内市町(総社市・早島町・倉敷市)で構成する協議会により、職場におけるスキルアップ講座受講促進のため、パンフレット等の情報提供を行う。 【目標】 送付先:延1,252社 回数:延4回	60 【No.132再掲】	110
111	基本目標Ⅱ	重点目標4	P61	(18)女性のキャリアアップ支援	① 非正規雇用から正規雇用への転換や再就職を希望する人に対する各種セミナーなどの案内	職場におけるスキルアップにつながる講座やセミナーなどの広報活動を行います。	○事業所への周知	労働政策課	倉敷中央公共職業安定所管内市町(総社市・早島町・倉敷市)で構成する協議会により、職場におけるスキルアップ講座受講促進のため、パンフレット等の情報提供を行う。 【目標】 送付先:延1,252社 回数:延4回	60 【No.132再掲】	111
112	基本目標Ⅱ	重点目標4	P61	(18)女性のキャリアアップ支援	② 啓発パンフレットの設置・配布	国・県の啓発チラシや起業家支援に関する情報パンフレットを窓口設置し、配布します。	・啓発パンフレットの設置・配布	男女共同参画推進センター	国・県の啓発チラシや起業家支援に関する情報パンフレットを窓口設置し、配布する。	-	112
113	基本目標Ⅱ	重点目標4	P61	(18)女性のキャリアアップ支援	③ 働く女性のための講座開催	女性の就業継続の促進や、労働法などの正しい理解と認識を深めるため、パンフレット等を活用し事業所へ普及啓発を行います。	○市町雇用対策協議会運営事業【再掲】	労働政策課	倉敷中央公共職業安定所管内市町(総社市・早島町・倉敷市)で構成する協議会により、女性の就業継続の促進や労働法等の理解促進のため、パンフレット等の情報提供を行う。 【目標】 送付先:延1,252社 回数:延4回	60 【No.132再掲】	113
114	基本目標Ⅱ	重点目標4	P61	(18)女性のキャリアアップ支援	③ 働く女性のための講座開催	女性のキャリア形成を支援する講座を実施します。	○高梁川流域女性活躍推進事業【再掲】	男女共同参画課	「はたらきかた発見マルシェ」を実施。個人向け、企業若手従業員向け、女性向けセミナーのほか相談会やコメンタリーミーティング、オンライン講座を開催する。	2,200	114
115	基本目標Ⅱ	重点目標4	P61	(18)女性のキャリアアップ支援	④ 子育てをしながら就職を希望している方への就労支援の周知	子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れでハローワークに来所しやすい環境を整備します。また、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援をおこなっているマザーズハローワークを関係機関と連携しパンフレット等により啓発周知します。	○総合的就業・生活支援事業	労働政策課	子育て中の求職者に対する情報提供の場として、玉島支所に「ワークプラザたまし」を、水島支所に「職業情報提供コーナー」の運営を行う。 【目標】 ワークプラザたまし 延利用者:10,000人 職業情報提供コーナー 延利用者:3,500人	7,387	115
116	基本目標Ⅱ	重点目標4	P61	(18)女性のキャリアアップ支援	④ 子育てをしながら就職を希望している方への就労支援の周知	子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れでハローワークに来所しやすい環境を整備します。また、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援をおこなっているマザーズハローワークを関係機関と連携しパンフレット等により啓発周知します。	○マザーズハローワークの周知	労働政策課	仕事と子育ての両立に向けた求人情報の提供を行う「マザーズハローワーク」の就職支援について、市ホームページ・パンフレット等により、周知を図る。	0	116
117	基本目標Ⅱ	重点目標5	P62	(19)家庭における男女共同参画の促進	① 家庭の教育力向上のための支援	保護者や地域住民等を対象に、学習する「家庭教育学級」の中でも、保護者や養育者の男女平等と男女共同参画意識を高め、明るい家庭づくりと家庭教育力の向上を図ります。	・家庭教育学級開設事業	生涯学習課	1 保護者や地域住民を対象に家庭教育学級を開設する。幼稚園3学級、民間9学級の予定。 2 就学前児童の保護者を対象に、「親育ち応援学習プログラム」を活用した講座を実施する。参観日等の機会に実施することで、広く保護者の参加を促す。	1,447	117
118	基本目標Ⅱ	重点目標5	P62	(19)家庭における男女共同参画の促進	② 男性の生活・自活能力を高めるための事業の実施	地域にもっとも身近な生涯学習施設である公民館において、男性の生活・自活能力を高めるための事業を関連部署と連携しながら、展開します。	・くらしき市民講座などの各種講座の開催	市民学習センター	地域にもっとも身近な生涯学習施設である公民館等において、男性の生活・自活能力を高めるための事業を、関連部署と連携しながら実施する。	-	118
119	基本目標Ⅱ	重点目標5	P62	(19)家庭における男女共同参画の促進	② 男性の生活・自活能力を高めるための事業の実施	地域にもっとも身近な生涯学習施設である公民館において、男性の生活・自活能力を高めるための事業を関連部署と連携しながら、展開します。	・各種講座・講演会の実施【再掲】	市民学習センター	地域にもっとも身近な生涯学習施設である公民館において、男性の生活・自活能力を高めるための事業を、関連部署と連携しながら実施する。	-	119
120	基本目標Ⅱ	重点目標5	P62	(19)家庭における男女共同参画の促進	② 男性の生活・自活能力を高めるための事業の実施	男性の生活・自活能力を高めるための事業を関連部署と連携しながら、展開します。	・家事・育児・介護への参画をテーマにした講座の開催	男女共同参画推進センター 男女共同参画課	くらしき市民講座において、男性の家事・育児・介護への参画をテーマにした講座を開催する。	-	120
121	基本目標Ⅱ	重点目標5	P63	(19)家庭における男女共同参画の促進	③ 子育てに関する常識の世代間ギャップの解消	変化・進歩する育児に関する知識を祖父母が学ぶ講座を開催し、子育てに関する常識の世代間ギャップ解消に努めます。	・各種講座・講演会の実施【再掲】	市民学習センター	変化・進歩する育児に関する知識を祖父母が学ぶ講座を開催し、子育てに関する常識の世代間ギャップ解消に努める。	-	121
122	基本目標Ⅱ	重点目標5	P63	(19)家庭における男女共同参画の促進	③ 子育てに関する常識の世代間ギャップの解消	変化・進歩する育児に関する知識について、セミナーを開催し世代間ギャップ解消に努めます。	○男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】	男女共同参画課	幅広い世代に対して男女共同参画への意識の浸透を図ることを目的として、講座を開催する。	-	122
123	基本目標Ⅱ	重点目標5	P63	(20)地域における男女共同参画の促進	① 男女共同参画を推進する人材育成	男女共同参画を推進するため、さまざまな分野において活躍できる人材の育成に努めます。	○男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】	男女共同参画課	幅広い世代に対して男女共同参画への意識の浸透を図ることを目的として、講座を開催する。	-	123
124	基本目標Ⅱ	重点目標5	P63	(20)地域における男女共同参画の促進	① 男女共同参画を推進する人材育成	男女共同参画を推進するため、さまざまな分野において活躍できる人材の育成に努めます。	○男女共同参画人材バンクの周知	男女共同参画課	人材バンクについて、検討する。	-	124
125	基本目標Ⅱ	重点目標5	P63	(20)地域における男女共同参画の促進	② 地域で実施される啓発活動への支援	地域で実施される啓発活動を通して、地域で取り組まれる男女平等と男女共同参画意識の啓発活動への支援に努めます。	・人権学習推進事業の実施	市民学習センター	人権学習推進事業を通して、地域で取り組まれる男女平等と共同参画意識の啓発活動への支援に努める。	11,300	125
126	基本目標Ⅱ	重点目標5	P64	(20)地域における男女共同参画の促進	③ 地域で実施される団体活動への支援	異なる年齢の子どもたち、地域の大人がともに活動し、地域社会全体で子どもの育成に取り組む子ども会を支援します。	・子ども会の支援	市民学習センター	子どもの生きる力を育むため、地域に密着した自然体験や異世代との交流機会の提供などを行う子ども会活動を支援する。	2,151	126
127	基本目標Ⅱ	重点目標5	P64	(20)地域における男女共同参画の促進	③ 地域で実施される団体活動への支援	よりよい地域社会をつくるために婦人会が実施する、研修会・講座・集会・活動等の実施を支援します。	・婦人会活動の支援	市民学習センター	よりよい地域社会をつくるために婦人会が実施する、研修会・講座・集会・活動等の実施を支援する。	1,498	127
128	基本目標Ⅱ	重点目標5	P64	(20)地域における男女共同参画の促進	③ 地域で実施される団体活動への支援	コミュニティ協議会を対象とした交流会(研修会)を開催し、地域で活躍する人に学び合いの場を提供します。	○コミュニティ協議会の活動に対する支援	市民活動推進課	コミュニティ協議会同士の交流・情報交換の場として、これまでの活動状況や今後の課題について話し合う交流会を開催する。	1,820	128
129	基本目標Ⅱ	重点目標5	P64	(20)地域における男女共同参画の促進	③ 地域で実施される団体活動への支援	団体の自主的な活動の場の提供等を行うことにより、男女共同参画を推進する人材の育成や関係団体の連携が図られるよう支援します。	・男女共同参画推進センター登録団体への支援 センターじゃないの?	男女共同参画課	事業委託を通じて、人材育成を図る。	-	129
130	基本目標Ⅱ	重点目標5	P64	(21)男性にとつての男女共同参画の推進	① 男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成	男性の家事・育児・介護への参画をテーマにした講座を開催し、意識の醸成に努めます。	・各種講座・セミナーの実施	男女共同参画推進センター 男女共同参画課	くらしき市民講座において、男性の家事・育児・介護への参画をテーマにした講座を開催する。	-	130
131	基本目標Ⅱ	重点目標5	P64	(21)男性にとつての男女共同参画の推進	② 男性のための円滑なコミュニケーション能力向上のための支援	男性を対象としたコミュニケーション能力をアップするための講座を開催します。	・各種講座・セミナーの実施【再掲】	男女共同参画推進センター 男女共同参画課	男性を対象としたコミュニケーション能力をアップするための講座を開催する。	-	131
132	基本目標Ⅱ	重点目標5	P65	(21)男性にとつての男女共同参画の推進	③ 父親の子育てへの関わりの促進	父親を対象とした家事・育児への関わりを促進する講座・イベントなどを、協働や他事業との連携により開催します。	・各種講座・講演会の実施【再掲】	市民学習センター	父親を対象とした家事・育児への関わりを促進する講座・イベントなどを、協働や他事業との連携により実施する。	-	132
133	基本目標Ⅱ	重点目標5	P65	(21)男性にとつての男女共同参画の推進	③ 父親の子育てへの関わりの促進	父親を対象とした家事・育児への関わりを促進する講座・イベントなどを、協働や他事業との連携により開催します。	・各種講座・講演会の実施【再掲】	男女共同参画推進センター 男女共同参画課	くらしき市民講座において、男性の家事・育児・介護への参画をテーマにした講座を開催する。	-	133
134	基本目標Ⅱ	重点目標5	P65	(21)男性にとつての男女共同参画の推進	④ 育児・介護休業制度の普及・啓発	育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、パンフレット等を活用し事業所へ普及啓発を行います。	○市町雇用対策協議会運営事業【再掲】	労働政策課	倉敷中央公共職業安定所管内市町(総社市・早島町・倉敷市)で構成する協議会により、育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、パンフレット等の情報提供を行う。 【目標】 送付先:延1,252社 回数:延4回	60 【No.132再掲】	134
135	基本目標Ⅱ	重点目標5	P65	(21)男性にとつての男女共同参画の推進	④ 育児・介護休業制度の普及・啓発	育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、市職員へ制度等の周知徹底を図ります。	○育児・介護との両立支援ハンドブックの作成・配布	人事課	「子育て支援ハンドブック」を、「子育て・介護のための両立支援ハンドブック」に改め、パナビオス・庁内WEB等で、会計年度任用職員を含む全ての職員が、いつでも利用できるようにする。	-	135

第四次くらしきハーモニープラン 実施計画書

NO	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	関連事業	所管	令和3年度事業計画	令和3年度予算額(千円)	NO
136	基本目標Ⅱ	重点目標6	P66	(22)行政における女性の参画促進	① 各種審議会等の女性委員の登用の促進	各種審議会等の女性委員の比率が上昇するよう、各種審議会等を所管している担当課に対し、女性委員の積極的な登用を求めます。	・各種審議会等への女性委員の登用を求める依頼文の送付	総務課	審議会委員への任用において女性の登用を積極的に行うこと、令和7年度末における審議会委員に占める女性の割合の目標値を40パーセントとすることを規定した「審議会委員等の任用基準に関する規程(平成9年倉敷市訓令第2号)」に基づき、総務部総務課長と人権政策部男女共同参画課長との連名で、各種審議会等への女性委員の登用を求める依頼文を各所属長あてに送付する。	-	136
137	基本目標Ⅱ	重点目標6	P66	(22)行政における女性の参画促進	① 各種審議会等の女性委員の登用の促進	各種審議会等の女性委員の比率が上昇するよう、各種審議会等を所管している担当課に対し、女性委員の積極的な登用を求めます。	・各種審議会等への女性委員の登用を求める依頼文の送付	男女共同参画課	総務課長連名で各所属長へ依頼する。	-	137
138	基本目標Ⅱ	重点目標6	P66	(22)行政における女性の参画促進	① 各種審議会等の女性委員の登用の促進	男女共同参画を推進する登録人材を積極的に審議会等において登用していくよう働きかけます。	○男女共同参画推進人材登録制度	男女共同参画課	人材バンクについて、検討する。	-	138
139	基本目標Ⅱ	重点目標6	P66	(22)行政における女性の参画促進	① 各種審議会等の女性委員の登用の促進	男女共同参画を推進する登録人材を積極的に審議会等において登用していくよう働きかけます。	○審議会における女性比率の目標及び人材登録制度の庁内周知	男女共同参画課	庁内へ女性委員の登用について働きかけを行う。	-	139
140	基本目標Ⅱ	重点目標6	P66	(22)行政における女性の参画促進	② 性別にかかわらず市職員の管理職への登用	性別にかかわらず、真に能力ある人材を管理職に登用します。	・人事管理【再掲】	人事課	性別にかかわらず、能力ある人材を管理職に登用する。 R4.4時点の市職員の女性管理職比率【目標：課長級以上:11.3%、課長補佐級以上:18.0%、係長級以上:26.1%】	2,642 (No.142の再掲)	140
141	基本目標Ⅱ	重点目標6	P66	(22)行政における女性の参画促進	② 性別にかかわらず市職員の管理職への登用	性別にかかわらず、真に能力ある人材を管理職に登用します。	○人材育成事業	人事課	・長期的なキャリア形成の意識づけや、幹部候補の育成を行うための研修を行う。 ・将来の管理職候補者を育成するため、課長、課長補佐、係長などのライン職等への積極的な登用を推進する。 ・先輩女性職員の仕事への取り組み方や、仕事と家庭の両立の方法について取りまとめ、女性職員のキャリア形成の一助となるよう情報提供する。	-	141
142	基本目標Ⅱ	重点目標6	P67	(22)行政における女性の参画促進	③ 女性活躍推進法※に基づく特定事業主行動計画の策定及び公表	市女性職員の活躍に関する状況把握・課題分析を踏まえ、女性の活躍を推進するための取り組みを規定した行動計画を策定し、これを公表します。また、毎年、その取り組み状況を公表します。	・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定及び公表	人事課	女性活躍推進法に基づき、女性の職業選択に資する情報を公表し、また、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表を行う。	-	142
143	基本目標Ⅱ	重点目標6	P67	(23)地域活動における女性の参画促進	① コミュニティ協議会に対する支援	コミュニティ協議会を対象とした交流会(研修会)を開催し、地域で活躍する人に学び合いの場を提供します。	○コミュニティ協議会の活動に対する支援【再掲】	市民活動推進課	コミュニティ協議会同士の交流・情報交換の場として、これまでの活動状況や今後の課題について話し合う交流会を開催する。	1,820	143
144	基本目標Ⅱ	重点目標6	P67	(23)地域活動における女性の参画促進	② 男女共同参画推進リーダーの養成	男女共同参画について広く学習機会の充実を図ったり、登録団体の支援を行ったりすることで、審議会などの方針決定の場で活躍できる人材を養成します。	○男女共同参画推進セミナーの開催【再掲】	男女共同参画課	幅広い世代に対して男女共同参画への意識の浸透を図ることを目的として、講座を開催する。	-	144
145	基本目標Ⅱ	重点目標6	P67	(23)地域活動における女性の参画促進	② 男女共同参画推進リーダーの養成	男女共同参画について広く学習機会の充実を図ったり、登録団体の支援を行ったりすることで、審議会などの方針決定の場で活躍できる人材を養成します。	・男女共同参画推進センター登録団体への支援【再掲】	男女共同参画課	事業委託を通じて、人材育成を図る。	-	145
146	基本目標Ⅱ	重点目標6	P67	(23)地域活動における女性の参画促進	③ 男女共同参画社会づくり功労者の表彰	男女共同参画を積極的に推進している市民を表彰し、その取り組みを公表します。	・男女共同参画社会づくり表彰事業(個人の部)	男女共同参画課	男女共同参画を積極的に推進している市民を表彰し、公表する。	-	146
147	基本目標Ⅱ	重点目標6	P68	(24)事業所における女性の参画促進	① 事業主に対する女性の方針決定過程への参画拡大についての働きかけ	セミナーや情報誌などにより管理職等への女性の積極的な登用について啓発します。	○市町雇用対策協議会運営事業【再掲】	労働政策課	倉敷中央公共職業安定所管内市町(総社市・早島町・倉敷市)で構成する協議会により、管理職等への女性の積極的な登用を促進するため、パンフレット等の情報提供を行う。 【目標】送付先:延1,252社 回数:延4回	60 【No.132再掲】	147
148	基本目標Ⅱ	重点目標6	P68	(24)事業所における女性の参画促進	① 事業主に対する女性の方針決定過程への参画拡大についての働きかけ	セミナーや情報誌などにより管理職等への女性の積極的な登用について啓発します。	・倉敷市男女共同参画推進事業所認定制度【再掲】	男女共同参画課	市内事業所における男女共同参画を推進するため、ダイバーシティやワーク・ライフ・バランスの推進、女性の活躍推進等に積極的に取り組む事業所を認定する。	-	148
149	基本目標Ⅱ	重点目標6	P68	(24)事業所における女性の参画促進	① 事業主に対する女性の方針決定過程への参画拡大についての働きかけ	セミナーや情報誌などにより管理職等への女性の積極的な登用について啓発します。	○高梁川流域女性活躍推進事業【再掲】	男女共同参画課	「はたらきかた発見マルシェ」を実施。個人向け、企業若手従業員向け、女性向けセミナーのほか相談会やコアメンバーミーティング、オンライン講座を開催する。	2,200	149
150	基本目標Ⅲ	重点目標7	P69	(25)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	① 健康相談の充実	心や体の悩みなどについて、窓口や電話などによる健康相談を充実します。	・健康相談	健康づくり課	窓口・電話による健康相談を実施する。	-	150
151	基本目標Ⅲ	重点目標7	P69	(25)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	② 母子保健施策の充実	母子の健康な生活を支援するため、妊娠から出産子育てまでの一貫した健康診査、保健指導、相談などのサービスを充実します。	・妊産婦乳児健康診査事業	健康づくり課	・おやこ健康手帳の交付 ・妊婦一般健康診査 ・乳児一般健康診査 ・産婦健康診査	511,034	151
152	基本目標Ⅲ	重点目標7	P69	(25)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	② 母子保健施策の充実	幼児の健康保持増進のために幼児健診を実施します。	○幼児健康診査事業	健康づくり課	・1歳6か月児健康診査 ・2歳児歯科健康診査 ・3歳児健康診査	32,050	152
153	基本目標Ⅲ	重点目標7	P70	(25)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	③ さまざまな悩みについての相談体制の充実	健康や生活の安定と自立のために、性別を問わず必要に応じて適切な相談ができるよう各種相談の相談時間・体制の充実を図ります。また、専門相談員を配置するなど質の向上や相談しやすい環境をつくります。	・相談事業 ○専門家によるカウンセリング	男女共同参画推進センター	電話相談・面接相談 火～土 9時～17時30分 弁護士による法律相談 月2回 心理カウンセリング 月1回 保護命令等作成支援(随時) 関係部署、関係機関と連携したサポートなど	11,821	153
154	基本目標Ⅲ	重点目標7	P70	(25)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	③ さまざまな悩みについての相談体制の充実	健康や生活の安定と自立のために、性別を問わず必要に応じて適切な相談ができるよう各種相談の相談時間・体制の充実を図ります。また、専門相談員を配置するなど質の向上や相談しやすい環境をつくります。	○性的マイノリティ※のための相談窓口設置の検討【再掲】	男女共同参画課	性的マイノリティのための相談窓口設置について研究する。	-	154
155	基本目標Ⅲ	重点目標7	P70	(25)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	④ 心の健康づくり支援	自殺やうつ病予防など心と体の健康づくりのための知識の普及や啓発、相談体制の充実を図ります。	・心の健康づくり講座	保健課	精神障がいへの正しい理解促進のため、講演や当事者との交流をくらしき心ほっとサポーター等関係機関と協働企画で実施する。	238	155
156	基本目標Ⅲ	重点目標7	P70	(25)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	④ 心の健康づくり支援	自殺やうつ病予防など心と体の健康づくりのための知識の普及や啓発、相談体制の充実を図ります。	・自殺予防対策事業(職域との連携を含む)	保健課	自殺対策について広く啓発するとともに、職域と連携してゲートキーパー養成を行う。	6,087	156
157	基本目標Ⅲ	重点目標7	P70	(25)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	④ 心の健康づくり支援	自殺やうつ病予防など心と体の健康づくりのための知識の普及や啓発、相談体制の充実を図ります。	・心の健康相談	保健課	心の健康について専門医による相談を実施する。 1回/月、年12回開催予定	355	157
158	基本目標Ⅲ	重点目標7	P70	(25)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	⑤ 疾病予防と健康づくりの充実	性差を踏まえた心身の健康に関する正しい知識の普及・啓発を行い生活習慣病の予防対策を推進します。	・健診の受診機会の少ない女性への健診機会の提供 ・女性の健康づくり推進事業	健康づくり課	・女性の一般健康診査の実施 ・夜間休日の乳がん子宮頸がん検診の実施	11,746	158
159	基本目標Ⅲ	重点目標7	P70	(25)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	⑤ 疾病予防と健康づくりの充実	性差を踏まえた心身の健康に関する正しい知識の普及・啓発を行い生活習慣病の予防対策を推進します。	・健康増進事業 ・働く女性に配慮した健診の実施	健康づくり課	・乳がん検診の実施 ・子宮頸がん検診の実施 ・夜間休日の乳がん子宮頸がん検診の実施	292,087	159
160	基本目標Ⅲ	重点目標7	P70	(25)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	⑤ 疾病予防と健康づくりの充実	栄養改善協議会へ委託し、男性料理教室を開催することにより、バランスの良い食事・正しい食生活の実践、健康づくりへの意識を高めます。	○保健衛生普及事業(男性料理教室)	健康づくり課	健康づくりへの意識が低い男性に対して、栄養バランスに配慮した食生活を実践し、生活習慣病やフレイルを予防することにより健康寿命の延伸につなげる。実施予定学区:57学区/年	172,140	160

第四次くらしきハーモニープラン 実施計画書

NO	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	関連事業	所管	令和3年度事業計画	令和3年度予算額(千円)	NO
161	基本目標Ⅲ	重点目標7	P71	(26)女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	① 安全な妊娠出産の確保	妊娠・出産期の健康管理の充実とともに、経済的負担の軽減を図ります。 また、妊娠を望む女性への不妊治療に関する相談・経済的支援の充実を図ります。	・おやこ健康手帳の交付・妊婦相談の実施	健康づくり課	・おやこ健康手帳の交付	1,164	161
162	基本目標Ⅲ	重点目標7	P71	(26)女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	① 安全な妊娠出産の確保	妊娠・出産期の健康管理の充実とともに、経済的負担の軽減を図ります。 また、妊娠を望む女性への不妊治療に関する相談・経済的支援の充実を図ります。	・妊産婦健康診査公費負担 ・妊産婦乳児健康診査事業【再掲】	健康づくり課	・おやこ健康手帳の交付 ・妊婦一般健康診査 ・乳児一般健康診査 ・産婦健康診査【215の再掲】	511,034	162
163	基本目標Ⅲ	重点目標7	P71	(26)女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	① 安全な妊娠出産の確保	妊娠・出産期の健康管理の充実とともに、経済的負担の軽減を図ります。 また、妊娠を望む女性への不妊治療に関する相談・経済的支援の充実を図ります。	・産後ケア事業	健康づくり課	出産後の母体の回復や育児不安が高く、保健指導を必要とする母子に対し、宿泊または日帰りにより母体の保護や保健指導を実施する。令和3年度から利用対象期間を拡大する。	7,062	163
164	基本目標Ⅲ	重点目標7	P71	(26)女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	① 安全な妊娠出産の確保	妊娠・出産期の健康管理の充実とともに、経済的負担の軽減を図ります。 また、妊娠を望む女性への不妊治療に関する相談・経済的支援の充実を図ります。	・特定不妊治療助成事業	健康づくり課	不妊症のため、子どもを持ってない夫婦の体外受精又は、顕微授精及びそのために実施した精巣内精子採取法などの男性不妊治療に対し、治療費の一部を助成する。	231,703	164
165	基本目標Ⅲ	重点目標7	P71	(26)女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	① 安全な妊娠出産の確保	地域のつながりの希薄化による妊婦・母親の孤立感・負担感解消のため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。	・子育て世代包括支援センター運営事業【再掲】	健康づくり課	市保健所及び、児島、玉島、水島、真備の各保健推進室内に「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」を設置し、保健師、助産師等の資格を持つすくすく相談員等により、子育て支援サービスプランの提案、専用電話による相談、妊娠後期の情報提供や支援等を行う。	28,377	165
166	基本目標Ⅲ	重点目標7	P71	(26)女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	② 性感染症の予防のための正しい知識の普及	エイズや性感染症の予防に関する啓発活動、相談・検査を通して健康支援をします。	・エイズ・性感染症予防普及啓発活動	保健課	①エイズ出前講座等健康教育を行う。 ②世界エイズデーイベント等普及啓発(啓発グッズの配布、展示)を行う。	350	166
167	基本目標Ⅲ	重点目標7	P71	(26)女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	② 性感染症の予防のための正しい知識の普及	エイズや性感染症の予防に関する啓発活動、相談・検査を通して健康支援をします。	・エイズ・性感染症相談	保健課	エイズホットライン、電話、窓口で相談を実施する。	2,142	167
168	基本目標Ⅲ	重点目標7	P71	(26)女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	② 性感染症の予防のための正しい知識の普及	エイズや性感染症の予防に関する啓発活動、相談・検査を通して健康支援をします。	・エイズ・性感染症検査	保健課	エイズホットライン、電話、窓口で相談を実施する。	2,142	168
169	基本目標Ⅲ	重点目標7	P71	(26)女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	③ 出前講座の開催	「いつまでも輝いて 女性の健康を応援します」をテーマに出前講座を開催し、健康づくりを支援します。	・健康教育・出前講座	健康づくり課	更年期・骨粗しょう症等女性特有の健康課題についての啓発を実施。	282	169
170	基本目標Ⅲ	重点目標7	P71	(26)女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	④ 心と体の健康講座の実施	女性の心と体の健康をテーマとする講座を実施し、健康づくりについての啓発に努めます。	・心と体の健康講座の実施	男女共同参画推進センター	女性の心と体の健康をテーマとする講座を実施し、健康づくりについての啓発に努める。	-	170
171	基本目標Ⅲ	重点目標7	P72	(26)女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	⑤ 女性の検診の受診勧奨	女性のがん(乳がん、子宮がん)の早期発見、早期治療の必要性を啓発します。	・健康教育・出前講座【再掲】	健康づくり課	乳がん・子宮がん検診の必要性について必要性を啓発	282	171
172	基本目標Ⅲ	重点目標7	P72	(26)女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり	⑥ 学童・思春期における健康教育の充実	発達段階に応じた性に関する指導を通して、心身の機能の発達と心の健康について指導の充実を図ります。	○保健教育の推進	保健体育課	学童・思春期における心身の機能の発達と心の健康にかかわる保健教育を推進する。	-	172
173	基本目標Ⅲ	重点目標8	P72	(27)複合的な困難を抱える人への支援	① 生活に困窮された方に対する自立に向けた相談支援	生活困窮に関する相談に対して、行政の各部署・民間団体等が連携して支援します。	・生活困窮者自立支援事業	福祉援護課	倉敷市生活自立相談支援センターを相談窓口として、就労、住居確保、家計支援等、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施する。	119631	173
174	基本目標Ⅲ	重点目標8	P73	(27)複合的な困難を抱える人への支援	② 民生委員・児童委員活動の充実	担当地区の民生委員・児童委員が生活相談や助言、福祉サービスの情報提供や援助を行います。	・民生委員・児童委員活動	福祉援護課	心配ごとや子育て等の相談、福祉事業・福祉サービスの紹介、犯罪等の被害防止活動、見守り活動外を行う。	74,576	174
175	基本目標Ⅲ	重点目標8	P73	(27)複合的な困難を抱える人への支援	③ 被保護者の健康管理支援	健診異常値を未治療のまま放置したり、生活習慣病の治療を中断したりしている生活保護利用者に対し、医療機関へ受診勧奨等の健康管理支援を行うことで、被保護者の健康や生活の向上を図ります。	○被保護者健康管理支援事業	生活福祉課	生活習慣病のハイリスクな被保護者を抽出し、医療機関への受診勧奨や保健指導等の健康管理支援を実施する。	5,773	175
176	基本目標Ⅲ	重点目標8	P73	(28)高齢者や障がい者等の自立支援	① 高齢者への生活支援	援護を必要とする在宅のひとり暮らし高齢者等に、栄養バランスに配慮した食事を宅配するとともに、安否確認を実施し、在宅生活を支援します。	・給食サービス事業	健康長寿課(地域包括ケア推進室)	援護を必要とする在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、栄養のバランスを配慮した食事を居宅まで配達し、安否確認を実施することにより、食生活の安定及び改善並びに健康の増進を図る。	146,608	176
177	基本目標Ⅲ	重点目標8	P73	(28)高齢者や障がい者等の自立支援	① 高齢者への生活支援	住宅に困窮する高齢者や障がい者世帯に対し、市営住宅入居の支援を行います。また、高齢者が安心して自立した生活を営むことができるよう、高齢者向けの優良賃貸住宅の供給を促進します。	・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	住宅課	市営住宅の定期募集における優遇抽選を行う。また、高齢者向け優良賃貸住宅に対して家賃の減額補助を行う。	7,162	177
178	基本目標Ⅲ	重点目標8	P74	(28)高齢者や障がい者等の自立支援	② 高齢者の孤立防止と活動支援	高齢者の閉じこもりを防ぎ、外出の機会を確保するとともに、高齢者が活動的な生活を営めるように気軽に集える機会の拡充を図ります。	・老人福祉センター、憩の家の活用	健康長寿課	地域の高齢者等に対して教養の向上、レクリエーション等の活動をするための場を提供し、高齢者の心身の健康の保持及び生きがいの増進を図る。	215,134	178

第四次くらしきハーモニープラン 実施計画書

NO	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	関連事業	所管	令和3年度事業計画	令和3年度予算額(千円)	NO
179	基本目標Ⅲ	重点目標8	P74	(28)高齢者や障がい者等の自立支援	② 高齢者の孤立防止と活動支援	高齢者の閉じこもりを防ぎ、外出の機会を確保するとともに、高齢者が活動的な生活を営めるように気軽に集える機会の拡充を図ります。	・老人クラブ活動助成事業	健康長寿課	高齢者の社会参加や仲間づくり、知識や経験を生かして社会活動に取り組まれている老人クラブに対し、補助金を交付する。	15,421	179
180	基本目標Ⅲ	重点目標8	P74	(28)高齢者や障がい者等の自立支援	② 高齢者の孤立防止と活動支援	高齢者の閉じこもりを防ぎ、外出の機会を確保するとともに、高齢者が活動的な生活を営めるように気軽に集える機会の拡充を図ります。	・ふれあいサロン事業	健康長寿課(地域包括ケア推進室)	家に閉じこもりがちになる高齢者の社会参加や仲間づくりのため、地域の公民館等で行われる談話会や体力づくりなどのサロン活動を支援する。 また、3世代交流や毎週体操等に取組むサロンに加盟を行う。	12,240	180
181	基本目標Ⅲ	重点目標8	P74	(28)高齢者や障がい者等の自立支援	③ 高齢者の日常生活支援	高齢者が居宅において安心して暮らすことができるよう、日常生活用具の給付等のきめ細かなサービスを提供します。	・緊急通報装置設置等在宅福祉事業	健康長寿課	65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置による緊急時の連絡体制を整備することにより、不安感の解消と急病・災害等の緊急時における迅速な対応を図る。	5,236	181
182	基本目標Ⅲ	重点目標8	P74	(28)高齢者や障がい者等の自立支援	③ 高齢者の日常生活支援	高齢者が居宅において安心して暮らすことができるよう、日常生活用具の給付等のきめ細かなサービスを提供します。	・高齢者日常生活用具給付事業	健康長寿課	ねたき状態で日常生活を営んでいる高齢者等に対し、日常生活用具を給付等することにより、在宅での日常生活を支援し、その福祉の増進を図る。	1,498	182
183	基本目標Ⅲ	重点目標8	P74	(28)高齢者や障がい者等の自立支援	④ 認知症高齢者を支える地域づくり	認知症サポーターの養成に努め、理解を促進することにより、地域の見守り支援体制の強化を図ります。	・認知症サポーター養成講座の開催	健康長寿課(地域包括ケア推進室)	地域住民、企業・職域団体、学校、行政等様々な方へ認知症サポーター養成講座を実施する。 また、認知症本人やその家族のニーズとステップアップ講座を受講した認知症サポーターの活動を繋げる仕組み(チームオレンジ)を整備する。	1,691	183
184	基本目標Ⅲ	重点目標8	P74	(28)高齢者や障がい者等の自立支援	⑤ 高齢者の就労支援	ハローワーク倉敷中央に設置された「生涯現役支援窓口」を通して、高齢求職者に対するチーム支援や55歳以上の求職者の個別求人開拓を推進し、高齢者の就職促進を図ります。	○総合的就業・生活支援事業 ○ハローワーク生涯現役支援窓口の周知	労働政策課	55歳以上の高齢求職者に対する情報提供の場として、玉島支所に「ワークプラザたましま」を、水島支所に「職業情報提供コーナー」の運営を行う。 【目標】 ワークプラザたましま 延利用者:10,000人 職業情報提供コーナー 延利用者:3,500人	7,387 【No.172再掲】	184
185	基本目標Ⅲ	重点目標8	P74	(28)高齢者や障がい者等の自立支援	⑥ 障がい者の日常生活支援	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、ヘルパーの派遣、手話通訳の派遣、補装具の給付、相談支援等のサービスを提供します。	・コミュニケーション支援事業	障がい福祉課	手話通訳者の配置、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者ガイドヘルパーの派遣及び養成を行うことで、聴覚、音声、言語機能、視覚等の障がい者有する者が他者とのコミュニケーションを図る支援を推進する。	19,400	185
186	基本目標Ⅲ	重点目標8	P74	(28)高齢者や障がい者等の自立支援	⑥ 障がい者の日常生活支援	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、ヘルパーの派遣、手話通訳の派遣、補装具の給付、相談支援等のサービスを提供します。	・障がい者支援センター(I型)事業	障がい福祉課	障がい者等からの相談に応じて、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行うことで、日常・社会生活での自立を支援する。	166,302	186
187	基本目標Ⅲ	重点目標8	P74	(28)高齢者や障がい者等の自立支援	⑥ 障がい者の日常生活支援	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、ヘルパーの派遣、手話通訳の派遣、補装具の給付、相談支援等のサービスを提供します。	・居宅介護事業	障がい福祉課	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児が日常生活を営むことができるようホームヘルパーを派遣する。	905,378	187
188	基本目標Ⅲ	重点目標8	P74	(28)高齢者や障がい者等の自立支援	⑥ 障がい者の日常生活支援	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、ヘルパーの派遣、手話通訳の派遣、補装具の給付、相談支援等のサービスを提供します。	・補装具費給付事業	障がい福祉課	身体障がい者の失われた部位、欠陥のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を行う。	89,385	188
189	基本目標Ⅲ	重点目標8	P75	(28)高齢者や障がい者等の自立支援	⑦ 障がい児の支援体制の充実	相談員による一貫した支援や発達に関する専門相談等を行うことにより障がい児の包括的な支援を行います。	○総合療育相談センター事業	障がい福祉課	相談員による一貫した支援や発達に関する専門相談等を行う。	11,422	189
190	基本目標Ⅲ	重点目標8	P75	(28)高齢者や障がい者等の自立支援	⑧ 権利擁護等の充実	高齢者や障がい者の権利擁護に関する支援を行います。(成年後見制度に関する相談受付や市長申立てによる制度利用等)	・成年後見制度市長申立 ○成年後見制度利用促進事業	福祉援護課	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が十分でない人で、成年後見制度の申立をする親族等がない場合において、特に福祉を図るため必要と認める時、市長が審判の請求を行い、必要に応じて審判の請求の円滑な実施に資するよう後見人等の受任候補者の推薦等を行う。	905	190
191	基本目標Ⅲ	重点目標8	P75	(29)ひとり親家庭等の自立支援	① 児童扶養手当の支給	ひとり親家庭で18歳到達後最初の3月31日までの児童(心身に障がいのある場合は20歳未満)を監護している親または養育者に手当を支給します。	・児童扶養手当給付事業	子育て支援課	父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する者に対して児童扶養手当を支給する。	2,159,901	191
192	基本目標Ⅲ	重点目標8	P75	(29)ひとり親家庭等の自立支援	② 母子家庭等高等職業訓練促進給付金制度・自立支援教育訓練給付金制度	母子家庭の母または父子家庭の父が、就労に有利な特定の資格を取得するため養成機関で修業する場合や就労を目的とした教育訓練講座を受講する場合に、給付金を支給します。	・母子家庭等自立支援給付金事業	子育て支援課	母子家庭の母または父子家庭の父が、経済的自立に効果の高い資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給する。また、就労を目的とした教育訓練の受講に係る経費の一部を負担する。	46,382	192
193	基本目標Ⅲ	重点目標8	P75	(29)ひとり親家庭等の自立支援	③ 母子・父子自立支援員の設置	ひとり親家庭の相談や母子父子寡婦福祉資金の貸付相談などを受けます。	・母子・父子自立支援事業	子育て支援課	各社会福祉事務所に母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談や母子父子寡婦福祉資金の貸付相談等を行う。 母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象に、経済的自立をの助成を図り、児童の福祉を推進するために、必要な各種資金の貸付を行う。	16,130	193
194	基本目標Ⅲ	重点目標8	P76	(29)ひとり親家庭等の自立支援	④ 生活の支援	生活や子どもの養育が困難となった母子家庭が安心して生活できるよう、母子生活支援施設において自立促進のための生活支援を実施します。	・母子生活支援施設運営事業 ・母子生活支援施設運営事業	子ども相談センター 子育て支援課	母子家庭の母とその養育すべき児童を入所させ、母の自立支援と児童の保護を図る。	35,080	194
195	基本目標Ⅲ	重点目標8	P76	(29)ひとり親家庭等の自立支援	④ 生活の支援	住宅に困窮するひとり親家庭に対し、市営住宅入居の支援を行います。	・ひとり親家庭支援事業	住宅課	市営住宅の定期募集における優遇抽選を行う。	-	195
196	基本目標Ⅲ	重点目標8	P76	(29)ひとり親家庭等の自立支援	⑤ 修学の支援	経済的な理由により、修学が困難な高校生、大学生等に対し、奨学金制度を実施します。	・奨学金給付貸付事業	学事課	経済的事情により修学困難な者に対して奨学金の給付・貸付を行い、将来社会に貢献し得る有為な人材を育成する。	52,872	196
197	基本目標Ⅲ	重点目標8	P76	(29)ひとり親家庭等の自立支援	⑤ 就学の支援	経済的な理由により、小・中学校に通う子どもの就学援助を希望する保護者に対し、学用品や給食などの経費の一部援助を行います。	・就学援助事業	学事課	経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、義務教育を円滑に受けることができるよう必要な援助を行う。	学事分:229,822 保体分:240,781	197
198	基本目標Ⅲ	重点目標8	P76	(29)ひとり親家庭等の自立支援	⑥ 医療費の助成	ひとり親家庭等の養育者と児童に対し、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。	○ひとり親家庭等医療費助成事業	医療給付課	ひとり親家庭等の養育者と児童に対し、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成し、健康管理の増進に寄与する。	140,104	198
199	基本目標Ⅲ	重点目標8	P76	(29)ひとり親家庭等の自立支援	⑦ 学習の支援	中学生を対象に高校進学に向けた学習支援、進路相談、生活相談を行います。	・学習教室「くらすば」運営事業	福祉援護課	生活に困窮する世帯の中学生に対し、基礎学力向上のための学習支援とともに、社会性や他者との関係を育む支援を実施する。	17,344	199
200	基本目標Ⅲ	重点目標8	P76	(29)ひとり親家庭等の自立支援	⑦ 学習の支援	小学生のいる家庭等を対象に、専門支援員が家庭訪問を行い、生活習慣・学習習慣の習得に向けた支援を行います。	○小学生等訪問型学習・生活支援事業	福祉援護課	様々な困難を抱える小学生等のいる世帯に対して、専門支援員が巡回訪問による生活習慣や学習習慣の習得に向けた支援をする。	7,372	200
201	基本目標Ⅲ	重点目標8	P76	(29)ひとり親家庭等の自立支援	⑧ ひとり親家庭等の自立支援についての相談体制の充実	困難を抱える家庭が安心して生活できるよう、スクールソーシャルワーカーの派遣を県に依頼し、学校生活上のことや家庭のこと等の保護者や児童生徒の相談支援を行います。	・スクールソーシャルワーカーを活用した行動連携推進事業	指導課	困難を抱える家庭が安心して生活できるよう、スクールソーシャルワーカーの派遣を県に依頼し、学校生活上のことや家庭のこと等の保護者や児童生徒の相談に応じる。	-	201
202	基本目標Ⅲ	重点目標8	P76	(29)ひとり親家庭等の自立支援	⑧ ひとり親家庭等の自立支援についての相談体制の充実	ひとり親家庭等の自立について相談支援を行います。	・相談事業【再掲】	男女共同参画推進センター	電話相談・面接相談 火～土 9時～17時30分 弁護士による法律相談 月2回 心理カウンセリング 月1回 保護命令等作成支援(随時) 関係部署、関係機関と連携したサポートなど	11,821	202
203	基本目標Ⅲ	重点目標9	P77	(30)防災・復興対策における男女共同参画の促進	① 地域防災計画等への男女共同参画の視点の反映	パブリックコメント等で女性をはじめとした多様な意見を集約し、地域防災計画等へ反映させます。	○パブリックコメントの実施	危機管理課	パブリックコメントの実施により、女性をはじめとした多様な意見を集約し、地域防災計画等へ反映させます。	2,258	203

第四次くらしきハーモニープラン 実施計画書

NO	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	関連事業	所管	令和3年度事業計画	令和3年度予算額(千円)	NO
204	基本目標Ⅲ	重点目標9	P77	(30)防災・復興対策における男女共同参画の促進	② 避難所運営及び避難所運営マニュアル等への男女共同参画の視点の反映	災害から受ける影響やニーズに関する性別による相違点や性的マイノリティへの配慮といった内容を避難所運営マニュアルに盛り込み、周知を図ります。また、避難所運営におけるハラスメント防止に取り組みます。	○男女共同参画の視点に立った避難所運営と避難所運営マニュアル等の策定	防災推進課	性的マイノリティへの配慮といった内容を避難所運営マニュアルに盛り込み、改訂を行う。	-	204
205	基本目標Ⅲ	重点目標9	P77	(30)防災・復興対策における男女共同参画の促進	② 避難所運営及び避難所運営マニュアル等への男女共同参画の視点の反映	災害から受ける影響やニーズに関する性別による相違点や性的マイノリティへの配慮といった内容を避難所運営マニュアルに盛り込み、周知を図ります。また、避難所運営におけるハラスメント防止に取り組みます。	○男女共同参画の視点に立った避難所運営と避難所運営マニュアル等の策定	男女共同参画課	避難所運営マニュアル改訂時、性的マイノリティへの視点の取り入れについて働きかけを行う。	-	205
206	基本目標Ⅲ	重点目標9	P77	(30)防災・復興対策における男女共同参画の促進	③ 自主防災組織への男女共同参画の促進	出前講座等により、自主防災組織、地域での防災活動への女性の参画や男女共同参画の視点の重要性の認識について働きかけを行います。	・自主防災組織育成事業	防災推進課	出前講座等により、自主防災組織、地域での防災活動への女性の参画の働きかけを行う。	-	206
207	基本目標Ⅲ	重点目標9	P77	(30)防災・復興対策における男女共同参画の促進	③ 自主防災組織への男女共同参画の促進	出前講座等により、自主防災組織、地域での防災活動への女性の参画や男女共同参画の視点の重要性の認識について働きかけを行います。	・自主防災組織育成事業	男女共同参画課	出前講座等により、自主防災組織、地域での防災活動への女性の参画の働きかけを行う。	-	207
208	基本目標Ⅲ	重点目標9	P78	(30)防災・復興対策における男女共同参画の促進	④ 女性消防団員の入団促進	市民の防災力向上のため、女性団員を中心にさらなる啓発活動の充実を努めます。	○火災等に関する予防啓発活動の拡充	消防総務課	新型コロナウイルス感染症の拡大状況を確認しながら、地域のイベント等で、火災予防のための啓発活動を予定している。	-	208
209	基本目標Ⅲ	重点目標9	P78	(30)防災・復興対策における男女共同参画の促進	⑤ 防災士の育成	防災士育成講座を実施し、男女共同参画の視点も取り入れた防災活動についての啓発を行います。また、女性防災士や女性防災リーダーの育成に努めます。	・防災士育成講座の実施	防災推進課	防災士育成講座を実施し、女性防災士や女性防災リーダーの育成に努める。	1,000	209
210	基本目標Ⅲ	重点目標9	P78	(30)防災・復興対策における男女共同参画の促進	⑥ 男女共同参画の視点の必要性への啓発	災害に備え、平常時から男女共同参画の視点の必要性等について啓発し、意識改革を進めます。また、地域の主体的な学習機会の拡充を推進することで、地域の復興を支える人材の育成を図ります。	○男女共同参画推進地域リーダー育成セミナー(地域支援推進セミナー・地域活動推進出前講座)の開催	男女共同参画課	地域支援活動をすでに行っている方を対象に、多様な人材が主体的に地域活動に参画できる環境づくりを目的として、男女共同参画の機会や多様性を尊重した地域づくりの実践事例等を含めた講座を開催する。	-	210
211	基本目標Ⅲ	重点目標9	P78	(30)防災・復興対策における男女共同参画の促進	⑥ 男女共同参画の視点の必要性への啓発	災害に備え、平常時から男女共同参画の視点の必要性等について啓発し、意識改革を進めます。また、地域の主体的な学習機会の拡充を推進することで、地域の復興を支える人材の育成を図ります。	○内閣府男女共同参画局作成「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の周知・啓発	男女共同参画課	関係課へ情報の周知を行う。	-	211
212	基本目標Ⅲ	重点目標9	P78	(30)防災・復興対策における男女共同参画の促進	⑦ 災害対応に精通した職員の育成	平成30年7月豪雨災害の対応経験を踏まえ、外部講師による防災研修会等により男女共同参画の視点を取り入れた災害対応力に優れた職員の育成に取り組みます。	○防災研修会等の開催	防災推進課	外部講師による防災研修会・防災訓練により、男女共同参画の視点を取り入れた災害対応力に優れた職員の育成に取り組みます。	1,129	212
213	基本目標Ⅳ	重点目標10	P79	(31)DVを防止する教育・啓発の推進	① 幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境整備	男女平等観が形成される人権教育を推進します。	・人権教育の推進【再掲】	保育・幼稚園課	園長・副園長・保育士・保育教諭対象に講演会を開催(1回)すると共に、各園において保護者を対象に人権に関する講演会やビデオ視聴を通して人権学習を実施する。	-	213
214	基本目標Ⅳ	重点目標10	P79	(31)DVを防止する教育・啓発の推進	① 幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境整備	男女平等観が形成される人権教育を推進します。	・学校園人権教育研修事業【再掲】	人権教育推進室指導課	学校園管理職や人権教育担当者の研修会を通して、DV防止につながる男女平等観が形成される人権教育の推進について周知する。 ・管理職研修会 1回 ・担当者研修会 2回	-	214
215	基本目標Ⅳ	重点目標10	P79	(31)DVを防止する教育・啓発の推進	① 幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境整備	男女平等観が形成される人権教育を推進します。	・人権教育の推進【再掲】	人権教育推進室指導課	DV防止につながる男女平等観が形成される人権教育の推進する。	-	215
216	基本目標Ⅳ	重点目標10	P79	(31)DVを防止する教育・啓発の推進	① 幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境整備	学校においては、性別にかかわらず、自分の性を大切にするとともに相手の性も尊重するよう、発達段階に応じてデートDVについて学習する時間を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう努めます。また、デートDV被害者が最初に相談する相手として、親しい友人や保護者を選んでいる傾向もあり、若者やその保護者にパンフレット等の配布を行うなど、普及啓発を推進し、デートDVの防止に努めます。	・学校園人権教育研修事業【再掲】	人権教育推進室	人権教育担当者の研修会を通して、児童生徒の発達段階に応じたデートDV防止の指導の在り方について周知する。 ・担当者研修会 1回	-	216
217	基本目標Ⅳ	重点目標10	P79	(31)DVを防止する教育・啓発の推進	① 幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境整備	学校においては、性別にかかわらず、自分の性を大切にするとともに相手の性も尊重するよう、発達段階に応じてデートDVについて学習する時間を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう努めます。また、デートDV被害者が最初に相談する相手として、親しい友人や保護者を選んでいる傾向もあり、若者やその保護者にパンフレット等の配布を行うなど、普及啓発を推進し、デートDVの防止に努めます。	・PTA人権教育推進事業【再掲】	人権教育推進室	PTA人権教育研修を通して、デートDV防止について子ども自身に考えさせるとともに、保護者としての役割について理解や認識を深める。	-	217
218	基本目標Ⅳ	重点目標10	P79	(31)DVを防止する教育・啓発の推進	① 幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境整備	学校においては、性別にかかわらず、自分の性を大切にするとともに相手の性も尊重するよう、発達段階に応じてデートDVについて学習する時間を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう努めます。また、デートDV被害者が最初に相談する相手として、親しい友人や保護者を選んでいる傾向もあり、若者やその保護者にパンフレット等の配布を行うなど、普及啓発を推進し、デートDVの防止に努めます。	○中学・高等学校におけるデートDV防止講演会の開催	人権教育推進室	学校において、性別にかかわらず、自分の性を大切にするとともに相手の性も尊重するよう、発達段階に応じてデートDVについて学習する時間を設けることを推進する。	-	218
219	基本目標Ⅳ	重点目標10	P79	(31)DVを防止する教育・啓発の推進	① 幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境整備	学校においては、性別にかかわらず、自分の性を大切にするとともに相手の性も尊重するよう、発達段階に応じてデートDVについて学習する時間を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう努めます。また、デートDV被害者が最初に相談する相手として、親しい友人や保護者を選んでいる傾向もあり、若者やその保護者にパンフレット等の配布を行うなど、普及啓発を推進し、デートDVの防止に努めます。	・青少年の補導及び相談活動	青少年育成センター	補導員の街頭での対象青少年への声かけ助言等日常補導活動での対応。 相談員は、主に青少年・保護者の心のケアに努め、悩みの原因について気持ちの整理を促す。 相談カードを児童・生徒に配布し、啓発活動を行う。	40,331	219
220	基本目標Ⅳ	重点目標10	P79	(31)DVを防止する教育・啓発の推進	① 幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境整備	学校においては、性別にかかわらず、自分の性を大切にするとともに相手の性も尊重するよう、発達段階に応じてデートDVについて学習する時間を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう努めます。また、デートDV被害者が最初に相談する相手として、親しい友人や保護者を選んでいる傾向もあり、若者やその保護者にパンフレット等の配布を行うなど、普及啓発を推進し、デートDVの防止に努めます。	○人権擁護委員等との協働によるデートDVをテーマとした出前講座の開催。	男女共同参画課	人権擁護委員等との協働によるデートDVをテーマとした出前講座の開催する。	-	220
221	基本目標Ⅳ	重点目標10	P80	(31)DVを防止する教育・啓発の推進	② 発生防止及び抑制に向けた啓発の推進	パンフレットやリーフレット等による周知と人権啓発広報誌、報道機関等による人権尊重の意識啓発を行うとともに、イベントや講座等による啓発を行います。	・DV防止に関する啓発パンフレットの作成・配布 ・DV防止講座などの開催 ・DV防止の出前講座の開催 ・DV防止の啓発ビデオ等の収集・提供 ○高校においてデートDVの啓発チラシ設置、ポスター掲示	男女共同参画課	パンフレットやリーフレット等による周知と人権啓発広報誌、報道機関等による人権尊重の意識啓発を行うとともに、イベントや講座等による啓発を行う。	-	221

第四次くらしきハーモニープラン 実施計画書

NO	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	関連事業	所管	令和3年度事業計画	令和3年度予算額(千円)	NO
222	基本目標Ⅳ	重点目標10	P80	(31)DVを防止する教育・啓発の推進	② 発生防止及び抑制に向けた啓発の推進	DVは人権を侵害する行為であるという理解を深め、その発生を防止し、早期に発見するため広く市民への意識啓発を行います。	○DVパネル展(共催)	男女共同参画課 男女共同参画推進センター	パネル展示による啓発により、DVは人権を侵害する行為であるという理解深化、発生防止、早期発見を促します。	—	222
223	基本目標Ⅳ	重点目標10	P80	(31)DVを防止する教育・啓発の推進	② 発生防止及び抑制に向けた啓発の推進	「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク(パープルリボン)」による啓発活動を男女共同参画推進センター及び隣保館において実施します。	○パープルリボン運動	男女共同参画推進センター 男女共同参画課	市関係部署窓口等で、「子どもの虐待防止のためのシンボルマーク(オレンジリボン)」と「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク(パープルリボン)」を連携した啓発活動を実施することにより、啓発効果の向上を図る。	156	223
224	基本目標Ⅳ	重点目標10	P80	(31)DVを防止する教育・啓発の推進	② 発生防止及び抑制に向けた啓発の推進	「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク(パープルリボン)」による啓発活動を男女共同参画推進センター及び隣保館において実施します。	○パープルリボン運動	人権推進室	11月の運動期間中、隣保館の窓口においてパープルリボン及び啓発パンフの配布等を行う。	—	224
225	基本目標Ⅳ	重点目標10	P80	(31)DVを防止する教育・啓発の推進	② 発生防止及び抑制に向けた啓発の推進	「子どもの虐待防止のためのシンボルマーク(オレンジリボン)」と「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク(パープルリボン)」を連携した啓発を実施することにより、啓発効果の向上を図ります。	○オレンジリボン運動	子ども相談センター	市関係部署窓口等で、「子どもの虐待防止のためのシンボルマーク(オレンジリボン)」と「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク(パープルリボン)」を連携した啓発活動を実施することにより、啓発効果の向上を図る。	358	225
226	基本目標Ⅳ	重点目標10	P81	(32)性暴力を防止する教育・啓発の推進	① 暴力被害の予防教育・啓発の実施	児童生徒が暴力の被害者にも加害者にもならないよう、あらゆる性暴力を防止するための教育・啓発を推進します。	・学校園人権教育研修事業【再掲】	人権教育推進室	人権教育担当者の研修会を通して、児童生徒の発達段階に応じたデートDV防止の指導の在り方について周知する。 ・担当者研修会 1回	—	226
227	基本目標Ⅳ	重点目標10	P81	(32)性暴力を防止する教育・啓発の推進	① 暴力被害の予防教育・啓発の実施	性暴力被害についての相談窓口をチラシ、ポスター等で周知します。	○性暴力被害相談窓口の周知	男女共同参画推進センター	ホームページやSNSなどのほか、ダブルリボン運動の機会を通じて周知啓発を行う。	—	227
228	基本目標Ⅳ	重点目標10	P81	(32)性暴力を防止する教育・啓発の推進	① 暴力被害の予防教育・啓発の実施	講座、セミナー等による性暴力予防について啓発します。	・各種講座・セミナー等の開催【再掲】	男女共同参画課	くらしき市民講座において、男性の家事・育児・介護への参画をテーマにした講座を開催する。	—	228
229	基本目標Ⅳ	重点目標10	P81	(33)働く場におけるさまざまな暴力の防止	① 企業内人権啓発研修の実施	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント等に関する事業主の意識改革につながる企業への人権啓発研修等を実施します。	・労働対策関係事業【再掲】	労働政策課	人権問題について正しい理解と認識を深め、「誰もが安心して働き続けられる労働環境づくり」を促進するため、事業主や労働者等に対して、「人権セミナー」を実施する。 【目標】参加企業:95社	1,500 【No.136再掲】	229
230	基本目標Ⅳ	重点目標10	P81	(33)働く場におけるさまざまな暴力の防止	② セクシュアル・ハラスメント等の講座の実施	事業所を対象にセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止のための講座等を実施し、広報・啓発に努めます。	・出前講座の実施【再掲】	男女共同参画課	教育機関や事業所、団体等からの依頼・ニーズに応じて、男女共同参画の意識啓発、ワークライフバランス、セクハラ・パワハラ、LGBT等性的マイノリティなどに関する出前講座を開催する。	—	230
231	基本目標Ⅳ	重点目標10	P82	(33)働く場におけるさまざまな暴力の防止	③ セクシュアル・ハラスメント等の相談窓口の充実	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の相談窓口の充実を努めます。	・セクシュアル・ハラスメント等の相談窓口の充実 ・各種ハラスメントの相談窓口の周知	男女共同参画推進センター 男女共同参画課	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントについての事例研究を行い、相談員のスキルを高め、窓口の充実、周知に努める。	—	231
232	基本目標Ⅳ	重点目標10	P82	(33)働く場におけるさまざまな暴力の防止	④ 職場におけるハラスメントの防止啓発	職場におけるハラスメント等の防止に向けて、事業所に対してパンフレット等を活用し、継続的に普及啓発を図ります。	○市町雇用対策協議会運営事業【再掲】	労働政策課	倉敷中央公共職業安定所管内市町(総社市・早島町・倉敷市)で構成する協議会により、職場におけるハラスメント等防止に向けて、パンフレット等の情報提供を行う。 【目標】送付先:延1,252社 回数:延4回	60 【No.132再掲】	232
233	基本目標Ⅳ	重点目標10	P82	(33)働く場におけるさまざまな暴力の防止	④ 職場におけるハラスメントの防止啓発	職場におけるハラスメント等の防止に向けて、事業所に対してパンフレット等を活用し、継続的に普及啓発を図ります。	○啓発チラシの配布	男女共同参画課	関係部署と連携し、パンフレット等による情報提供を行う。	—	233
234	基本目標Ⅳ	重点目標10	P82	(33)働く場におけるさまざまな暴力の防止	④ 職場におけるハラスメントの防止啓発	職場におけるハラスメント等の防止に向けて、事業所に対してパンフレット等を活用し、継続的に普及啓発を図ります。	○市職員を対象とするハラスメント対策整備事業	人事課	・全職員に対し、ハラスメント防止ハンドブック等の配布や、ハラスメント等対策に関する研修を実施し啓発に努める。 ・ハラスメント相談の窓口担当課を設置するとともに、担当者等が相談を受けた後に適切な対応が取れるよう「対応マニュアル」等を整備する。	—	234
235	基本目標Ⅳ	重点目標10	P82	(34)加害者への対応	① 加害者更生プログラム実施のための基盤づくり	DV加害者の更生をめざしたプログラムに関する先進事例を研究するとともに、民間団体と協働してプログラムの実施を検討します。	○加害者更生プログラム実施に向けた研究	男女共同参画課	DV加害者の更生をめざしたプログラムに関する先進事例について、情報収集、研究に努める。	—	235
236	基本目標Ⅳ	重点目標11	P83	(35)被害者の早期発見と相談体制の充実	① 被害者の早期発見	「民生委員・児童委員協議会」や民間団体に、早期発見や通報などの働きかけを行います。	・民生委員・児童委員活動【再掲】	福祉援護課	心配ごとの相談及び犯罪等の被害防止活動外を行う。	—	236
237	基本目標Ⅳ	重点目標11	P83	(35)被害者の早期発見と相談体制の充実	① 被害者の早期発見	「民生委員・児童委員協議会」や民間団体に、早期発見や通報などの働きかけを行います。	・民生委員・児童委員協議会との連携	男女共同参画課	民生委員・児童委員協議会に、早期発見や通報などを働きかけるとともに、民間団体との連携に努める。	—	237
238	基本目標Ⅳ	重点目標11	P84	(35)被害者の早期発見と相談体制の充実	② 被害者相談の実施	DV被害者からの相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行います。	・市民相談	生活安全課	犯罪被害者等支援総合相談、弁護士等専門相談を実施	9,427	238
239	基本目標Ⅳ	重点目標11	P84	(35)被害者の早期発見と相談体制の充実	② 被害者相談の実施	DV被害者からの相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行います。	・家庭児童相談事業	子ども相談センター	本庁及び4支所の家庭児童相談室において、DV被害等の相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行う。	8,545	239
240	基本目標Ⅳ	重点目標11	P84	(35)被害者の早期発見と相談体制の充実	② 被害者相談の実施	DV被害者からの相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行います。	・児童虐待防止事業	子ども相談センター	子ども相談センター及び各社会福祉事務所において、DV被害等の相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行う。	35,381	240
241	基本目標Ⅳ	重点目標11	P84	(35)被害者の早期発見と相談体制の充実	② 被害者相談の実施	DV被害者からの相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行います。	・青少年相談活動	青少年育成センター	対面・電話・メール相談には内容により専門関係機関と連携し対応する。	—	241
242	基本目標Ⅳ	重点目標11	P84	(35)被害者の早期発見と相談体制の充実	② 被害者相談の実施	DV被害者からの相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行います。	・相談事業(配偶者暴力相談支援センター)【再掲】	男女共同参画推進センター	電話相談・面接相談 火～土 9時～17時30分 弁護士による法律相談 月2回 心理カウンセリング 月1回 保護命令等作成支援(随時) 関係部署、関係機関と連携したサポートなど	11,821	242
243	基本目標Ⅳ	重点目標11	P84	(35)被害者の早期発見と相談体制の充実	② 被害者相談の実施	DV被害者からの相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行います。	○専門家によるカウンセリング【再掲】	男女共同参画推進センター	弁護士による法律相談 月2回 心理カウンセリング 月1回	—	243
244	基本目標Ⅳ	重点目標11	P84	(35)被害者の早期発見と相談体制の充実	② 被害者相談の実施	高齢者に関する相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行います。	○高齢者支援センター運営事業	健康長寿課(地域包括ケア推進室)	地域の高齢者を支援する総合窓口として高齢者支援センター25か所、サブセンター3か所を設置し、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等を実施する。	430,465	244
245	基本目標Ⅳ	重点目標11	P84	(35)被害者の早期発見と相談体制の充実	③ 相談体制の充実	相談員の資質向上等、配偶者暴力相談支援センターとしての機能の充実を図ります。	・相談員の資質向上のための研修等への参加	男女共同参画推進センター	相談員の資質向上を図るため、関係する研修に参加します。	—	245
246	基本目標Ⅳ	重点目標11	P84	(35)被害者の早期発見と相談体制の充実	③ 相談体制の充実	相談員の資質向上等、配偶者暴力相談支援センターとしての機能の充実を図ります。	○弁護士、臨床心理士によるスーパーバイズ(指導・助言)の実施	男女共同参画推進センター	相談員の資質向上を図るため、弁護士や臨床心理士によるスーパーバイズを実施する。	—	246
247	基本目標Ⅳ	重点目標11	P84	(35)被害者の早期発見と相談体制の充実	③ 相談体制の充実	外国人住民などのDV被害者へ他機関が行う多言語での相談窓口などの情報提供を行います。	・他機関の多言語相談窓口などの情報提供	国際課	関連情報の提供を行う。	—	247
248	基本目標Ⅳ	重点目標11	P84	(35)被害者の早期発見と相談体制の充実	③ 相談体制の充実	外国人住民などのDV被害者からの相談を受け付け、庁内の適切な窓口と連携します。	○外国人相談窓口運営事業【再掲】	国際課	外国人住民が生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な相談場所に迅速に到達することができるよう、多言語対応の相談窓口を運営する。	10,198	248
249	基本目標Ⅳ	重点目標11	P84	(35)被害者の早期発見と相談体制の充実	③ 相談体制の充実	窓口案内等や点字による情報提供を行います。	・障がい者ガイドBOOKの配布	障がい福祉課	各種保健福祉制度に関する情報提供を行う。	442	249
250	基本目標Ⅳ	重点目標11	P84	(35)被害者の早期発見と相談体制の充実	③ 相談体制の充実	障がい者などが相談しやすい相談体制を整備します。	・障がい者相談員設置事業	障がい福祉課	外国人、障がい者などが相談しやすい相談体制を整備する。	2,549	250

第四次くらしきハーモニープラン 実施計画書

NO	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	関連事業	所管	令和3年度事業計画	令和3年度予算額(千円)	NO
251	基本目標Ⅳ	重点目標11	P84	(35)被害者の早期発見と相談体制の充実	③ 相談体制の充実	被害者を早期に発見するために、DV相談プラス等のDVの相談機関の周知を図ります。	○DV相談カードの作成・配布	男女共同参画推進センター	DV相談窓口を周知するためDVカードを作成し、公共施設等へ設置し周知を図る。	-	251
252	基本目標Ⅳ	重点目標11	P85	(35)被害者の早期発見と相談体制の充実	④ 地域の健全育成活動及び情報収集	中学校区ごとに委嘱している少年補導委員による地域の健全育成活動及び情報収集を行います。	・少年補導委員活動	青少年育成センター	少年補導委員地区連絡会・研修会を実施し、各地区の青少年の現状を把握するための情報交換を行う。学区内での合同補導等を行うことにより、非行の未然防止に努める。	3,921	252
253	基本目標Ⅳ	重点目標11	P85	(35)被害者の早期発見と相談体制の充実	⑤ 防犯・安全対策の強化	岡山県警察の不審者情報をもとに、青色パトロールカーで周辺を重点的に巡回するとともに、警察など関係機関からの情報収集を行います。	・青色回転灯設置パトロール車活動	生活安全課	不審者情報により、児童・生徒の安全確保のため、特に学校周辺の登校・下校時における巡回を行っていく。	-	253
254	基本目標Ⅳ	重点目標11	P85	(35)被害者の早期発見と相談体制の充実	⑤ 防犯・安全対策の強化	岡山県警察の不審者情報をもとに、青色パトロールカーで周辺を重点的に巡回するとともに、警察など関係機関からの情報収集を行います。	・青色回転灯設置パトロール車活動	青少年育成センター	不審者情報により、児童・生徒の安全確保のため、特に学校周辺の登校・下校時における巡回補導を行っていく。学校警察連絡協議会・生徒指導連絡会・学校訪問等による活動を実施し、情報交換を行う。	-	254
255	基本目標Ⅳ	重点目標11	P86	(36)被害者の安全確保と自立支援	① 被害者の安全確保	緊急時の安全な避難場所を提供します。	・一時緊急避難場所の提供	男女共同参画推進センター	必要に応じて、安全の確保を行う。又は県の緊急一時保護を提供する。	-	255
256	基本目標Ⅳ	重点目標11	P86	(36)被害者の安全確保と自立支援	① 被害者の安全確保	緊急時の安全な避難場所を提供します。	・保護施設に避難する際の同行支援	男女共同参画推進センター 男女共同参画課	必要に応じて、保護施設に避難する際に同行支援を行う。	-	256
257	基本目標Ⅳ	重点目標11	P86	(36)被害者の安全確保と自立支援	① 被害者の安全確保	県や他市町村等と連携し、安全・安心な生活環境を提供します。	・母子生活支援施設広域入所事業	子ども相談センター	被害者の安全確保と自立支援を行うため、県外の母子生活支援施設への入所を行う。	41,205	257
258	基本目標Ⅳ	重点目標11	P86	(36)被害者の安全確保と自立支援	① 被害者の安全確保	県や他市町村等と連携し、安全・安心な生活環境を提供します。	・民間の避難施設利用	男女共同参画推進センター	制約により公設保護所に入所できない場合に、必要に応じて、民間団体に保護を依頼する。	-	258
259	基本目標Ⅳ	重点目標11	P86	(36)被害者の安全確保と自立支援	① 被害者の安全確保	同伴家族の子どもへの支援を行います。	・母子生活支援施設広域入所事業【再掲】	子ども相談センター	県外の母子生活支援施設へ広域入所することにより、心理的、身体的な安全を図る。	41,205	259
260	基本目標Ⅳ	重点目標11	P86	(36)被害者の安全確保と自立支援	① 被害者の安全確保	同伴家族の子どもへの支援を行います。	・児童虐待の早期発見	子ども相談センター	虐待通告及び関係機関との連携により、虐待の早期発見・早期対応を行う。	-	260
261	基本目標Ⅳ	重点目標11	P86	(36)被害者の安全確保と自立支援	① 被害者の安全確保	同伴家族の子どもへの支援を行います。	・児童虐待の早期発見	保育・幼稚園課	関係機関との連携を密にし、リスクのある家庭について把握し、見守りを行う。	-	261
262	基本目標Ⅳ	重点目標11	P86	(36)被害者の安全確保と自立支援	① 被害者の安全確保	同伴家族の子どもへの支援を行います。	・児童虐待の早期発見	健康づくり課	乳幼児の健診や個別相談などを通して、虐待の早期発見を行う。	-	262
263	基本目標Ⅳ	重点目標11	P86	(36)被害者の安全確保と自立支援	① 被害者の安全確保	同伴家族の子どもへの支援を行います。	・児童虐待の早期発見	指導課	教員研修を実施したり、対応マニュアルを示したりして、児童虐待発見のポイントについて理解を図り、適切に対処できるようにする。	-	263
264	基本目標Ⅳ	重点目標11	P86	(36)被害者の安全確保と自立支援	① 被害者の安全確保	同伴家族の子どもへの支援を行います。	・保育所等での支援	保育・幼稚園課	関係機関との連携を密にし、リスクのある家庭について把握する。子どもとの信頼関係を結び、安心感・安定感が持てる園生活の支援を行う。	-	264
265	基本目標Ⅳ	重点目標11	P86	(36)被害者の安全確保と自立支援	① 被害者の安全確保	同伴家族の子どもへの支援を行います。	・保育所等での支援	指導課	教員以外に児童生徒への支援ができるよう、SCやSSWを活用する。	-	265
266	基本目標Ⅳ	重点目標11	P86	(36)被害者の安全確保と自立支援	① 被害者の安全確保	同伴家族の子どもへの支援を行います。	・関係機関との連携	子ども相談センター	関係機関と連携し、同伴家族の子どもたちの状況を把握し、必要な支援を行う。	-	266
267	基本目標Ⅳ	重点目標11	P86	(36)被害者の安全確保と自立支援	① 被害者の安全確保	同伴家族の子どもへの支援を行います。	・関係機関との連携	保育・幼稚園課	児童虐待の早期発見に努め、発見した時は速やかに子ども相談センターもしくは児童相談所に通告する。	-	267
268	基本目標Ⅳ	重点目標11	P86	(36)被害者の安全確保と自立支援	① 被害者の安全確保	同伴家族の子どもへの支援を行います。	・関係機関との連携	健康づくり課	関係機関と連携しながら必要に応じて個別支援を行う。	-	268
269	基本目標Ⅳ	重点目標11	P86	(36)被害者の安全確保と自立支援	① 被害者の安全確保	同伴家族の子どもへの支援を行います。	・関係機関との連携	指導課	事例検討会等を通して、情報共有を図り、関係機関との行動連携を進める。	-	269
270	基本目標Ⅳ	重点目標11	P86	(36)被害者の安全確保と自立支援	① 被害者の安全確保	介護等が必要な高齢者を同伴している場合の支援を行います。	・生活支援ショートステイ事業	福祉援護課	高齢者が、虐待などにより家庭内で生活することが困難な状況になった場合に、一時的に介護老人ホームに保護する。	10,918	270
271	基本目標Ⅳ	重点目標11	P86	(36)被害者の安全確保と自立支援	① 被害者の安全確保	介護等が必要な高齢者を同伴している場合の支援を行います。	・介護保険サービスについての情報提供と相談体制の整備	福祉援護課	高齢者の擁護者の負担軽減等のため、介護保険サービス等について擁護者に情報提供できるよう、適切な支援機関等と連携した支援を行います。	-	271
272	基本目標Ⅳ	重点目標11	P86	(36)被害者の安全確保と自立支援	① 被害者の安全確保	介護等が必要な高齢者を同伴している場合の支援を行います。	・介護保険サービスについての情報提供と相談体制の整備	介護保険課	相談員：倉敷・児島・水島・玉島・真備の窓口で窓口相談員を配置し、相談・苦情等に応じる。窓口相談員 倉敷2名 児島・水島・玉島・真備各1名	21,099	272
273	基本目標Ⅳ	重点目標11	P87	(36)被害者の安全確保と自立支援	② 被害者の自立を支援する環境整備	住宅に困窮する被害者に対し、市営住宅入居の支援を行います。	・DV被害者支援事業	住宅課	市営住宅の定期募集における優遇抽選を行う。また、関係機関と連携し、市営住宅の目的外使用による一時的な仮住居を提供する。	-	273
274	基本目標Ⅳ	重点目標11	P87	(36)被害者の安全確保と自立支援	② 被害者の自立を支援する環境整備	民間賃貸住宅への入居支援を行います。	・生活保護の相談・実施	生活福祉課	被害者の状況をよく把握し、必要に応じて生活保護(住宅扶助外)を実施する。	12,366,542	274
275	基本目標Ⅳ	重点目標11	P87	(36)被害者の安全確保と自立支援	② 被害者の自立を支援する環境整備	就職のための情報提供、技能・資格を身につけるなどの就業支援講座を開催します。	・職業情報の提供	労働政策課	DV被害者を含む求職者に対し、就職のための情報提供、技能・資格取得に向けた就業支援の情報提供の場として、玉島支所に「ワークプラザたましま」を、水島支所に「職業情報提供コーナー」の運営を行う。 【目標】 ワークプラザたましま 延利用者:10,000人 職業情報提供コーナー 延利用者:3,500人	7,387 【No.172再掲】	275
276	基本目標Ⅳ	重点目標11	P87	(36)被害者の安全確保と自立支援	② 被害者の自立を支援する環境整備	就職のための情報提供、技能・資格を身につけるなどの就業支援講座を開催します。	○女性の再就職支援講座の開催【再掲】	男女共同参画課	様々な困難・課題を抱える女性を対象として、将来の就労につながる研修プログラム等を実施する。	2,805	276
277	基本目標Ⅳ	重点目標11	P87	(36)被害者の安全確保と自立支援	② 被害者の自立を支援する環境整備	事業所等に雇用への協力を働きかけ、被害者に就業に関する情報提供を行います。	○市町雇用対策協議会運営事業【再掲】	労働政策課	倉敷中央公共職業安定所管内市町(総社市・早島町・倉敷市)で構成する協議会により、DV被害者を含む求職者の雇用協力の働きかけとして、事業主等へパンフレット等の情報提供を行う。 【目標】 送付先:延1,252社 回数:延4回	60 【No.132再掲】	277
278	基本目標Ⅳ	重点目標11	P87	(36)被害者の安全確保と自立支援	② 被害者の自立を支援する環境整備	事業所等に雇用への協力を働きかけ、被害者に就業に関する情報提供を行います。	○総合的就業・生活支援事業【再掲】	労働政策課	DV被害者を含む求職者に対し、就業に関する情報提供の場として、玉島支所に「ワークプラザたましま」を、水島支所に「職業情報提供コーナー」の運営を行う。 【目標】 ワークプラザたましま 延利用者:10,000人 職業情報提供コーナー 延利用者:3,500人	7,387 【No.172再掲】	278
279	基本目標Ⅳ	重点目標11	P87	(36)被害者の安全確保と自立支援	② 被害者の自立を支援する環境整備	事業所等に雇用への協力を働きかけ、被害者に就業に関する情報提供を行います。	・事業所等への雇用協力依頼及び被害者への情報提供	男女共同参画推進センター	事業所等に雇用への協力を働きかけ、被害者に就業に関する情報提供を行う。	-	279
280	基本目標Ⅳ	重点目標11	P87	(36)被害者の安全確保と自立支援	② 被害者の自立を支援する環境整備	各種保健福祉制度に関する情報提供を行います。	・各種福祉制度の情報提供	福祉援護課	各種福祉制度の情報提供を行うことにより、高齢者や障がい者への虐待防止や養護者に対する支援を行うとともに、適切な支援機関等と連携して支援する。	-	280

第四次くらしきハーモニープラン 実施計画書

NO	基本目標	重点目標	計画ページ	施策の方向	施策	施策の内容	関連事業	所管	令和3年度事業計画	令和3年度予算額(千円)	NO
281	基本目標Ⅳ	重点目標11	P87	(36)被害者の安全確保と自立支援	② 被害者の自立を支援する環境整備	各種保健福祉制度に関する情報提供を行います。	・障がい者ガイドBOOKの配布【再掲】	障がい福祉課	各種保健福祉制度に関する情報提供を行う。	442	281
282	基本目標Ⅳ	重点目標11	P87	(36)被害者の安全確保と自立支援	② 被害者の自立を支援する環境整備	各種保健福祉制度に関する情報提供を行います。	・家庭児童相談事業【再掲】	子ども相談センター	関係機関と連携し、必要な助言、情報提供を行う。	8,545	282
283	基本目標Ⅳ	重点目標11	P87	(36)被害者の安全確保と自立支援	② 被害者の自立を支援する環境整備	各種保健福祉制度に関する情報提供を行います。	・児童虐待防止事業【再掲】	子ども相談センター	関係機関と連携し、必要な助言、情報提供を行う。	35,381	283
284	基本目標Ⅳ	重点目標11	P87	(36)被害者の安全確保と自立支援	② 被害者の自立を支援する環境整備	生活困窮者に対して自立に向けての相談支援を行います。	・生活困窮者自立支援事業【再掲】	福祉援護課	倉敷市生活自立相談支援センターを相談窓口として、就労、住居確保、家計支援等、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施する。	119,631	284
285	基本目標Ⅳ	重点目標11	P87	(36)被害者の安全確保と自立支援	② 被害者の自立を支援する環境整備	医療機関との連携による被害者の心の支援を行います。	・関係機関との連携による個別支援	健康づくり課	支援体制構築のため、多様な関係機関と連携する場として、倉敷市	—	285
286	基本目標Ⅳ	重点目標11	P87	(36)被害者の安全確保と自立支援	② 被害者の自立を支援する環境整備	住民基本台帳事務におけるDV・ストーカー行為・児童虐待等の被害者の保護のための支援を行います。	・住民基本台帳事務における支援措置	市民課	①本庁、児島・玉島・水島の各支所で、支援措置に関する相談および申し出の受付を行う。 ②支援措置対象者の戸籍のマスキング処理を行う。 ③全職員に対して支援措置に関するEラーニングを実施する。	—	286
287	基本目標Ⅳ	重点目標11	P87	(36)被害者の安全確保と自立支援	② 被害者の自立を支援する環境整備	同伴児童について、教育・保育関係者へ周知します。	・児童虐待対応	保育・幼稚園課	保育園に「倉敷市子ども虐待対応マニュアル」を配布し、内容について保育関係者へ周知させる。	—	287
288	基本目標Ⅳ	重点目標11	P87	(36)被害者の安全確保と自立支援	② 被害者の自立を支援する環境整備	同伴児童について、教育・保育関係者へ周知します。	・児童虐待対応	指導課	児童虐待事案把握時の対応について、対応マニュアルを示す。また、日頃から、子ども相談センター等の関係諸機関との行動連携に努めるよう周知していく。	—	288
289	基本目標Ⅳ	重点目標11	P88	(37)関係機関との連携強化と民間団体等との協働	① 関係機関との連携強化と民間団体との協働	被害者支援について関係機関と協議調整を行い適切な役割分担と連携を図ります。	・DV被害者等相談支援ネットワーク連絡会の開催 ・児童虐待について、子ども相談センター、児童相談所との連携 ・関係機関相互の情報交換 ・ケース検討会議・行政と民間支援団体との連携の強化	男女共同参画推進センター 男女共同参画課	福祉関係部署とのケース検討会議による連携、支援をはじめ、県女性相談所や警察等との連携を図る。	—	289
290	基本目標Ⅳ	重点目標11	P88	(37)関係機関との連携強化と民間団体等との協働	① 関係機関との連携強化と民間団体との協働	被害者支援について関係機関と協議調整を行い適切な役割分担と連携を図ります。	○市生活困窮者自立支援調整会議	福祉援護課	支援体制構築のため、多様な関係機関と連携する場として、倉敷市生活自立相談支援センターを中心に、月1回定例会を開催するほか、個々のケースについて、個別の支援調整会議を月4回程度開催している。	—	290
291	基本目標Ⅳ	重点目標11	P88	(37)関係機関との連携強化と民間団体等との協働	① 関係機関との連携強化と民間団体との協働	一人ひとりが抱えるさまざまな問題に寄り添い、早期に適切な支援へとつなげていくことができるように、庁内・庁外の関係機関のネットワーク強化に取り組みます。	○自殺対策ネットワーク会議	保健課	庁内・庁外の関係機関を対象にネットワーク会議の開催。 庁内1回、 庁内外2回	33	291
292	基本目標Ⅳ	重点目標11	P89	(38)DVが起きている家庭等の子どもへの支援の強化	① 相談体制の充実	それぞれの子ども状況に応じて心のケアやサポート体制を整えるため、関係機関等との連携に努めます。	・相談事業【再掲】	男女共同参画推進センター	電話相談・面接相談 火～土 9時～17時30分 弁護士による法律相談 月2回 心理カウンセリング 月1回 保護命令等作成支援(随時) 関係部署、関係機関と連携したサポートなど	11,821	292
293	基本目標Ⅳ	重点目標11	P89	(38)DVが起きている家庭等の子どもへの支援の強化	② 関係機関との連携	DVが起きている家庭等で養育が心配される子どもについて、配偶者暴力相談支援センターと児童虐待対応部署が連携し、包括的かつ継続的な支援を行います。	・関係機関との連携	男女共同参画推進センター 男女共同参画課	子ども相談センターや児童相談所等と連携を図り、継続的に必要な支援を行う。	—	293
294	基本目標Ⅳ	重点目標11	P89	(38)DVが起きている家庭等の子どもへの支援の強化	② 関係機関との連携	DVが起きている家庭等で養育が心配される子どもについて、配偶者暴力相談支援センターと児童虐待対応部署が連携し、包括的かつ継続的な支援を行います。	・関係機関との連携	子ども相談センター	DVが起きている家庭等で養育が心配される子どもについて、関係機関と連携し、包括的かつ継続的な支援を行う。	—	294
295	基本目標Ⅳ	重点目標11	P89	(38)DVが起きている家庭等の子どもへの支援の強化	② 関係機関との連携	DVが起きている家庭等で養育が心配される子どもについて、要保護児童対策地域協議会の構成機関が連携し、子どもに関する情報や支援方針を共有し、適切な支援を行います。	・児童虐待防止事業【再掲】	子ども相談センター	DVが起きている家庭等で養育が心配される子どもについて、要保護児童対策地域協議会の構成機関が連携し、子どもに関する情報や支援方針を共有し、適切な支援を行う。	35,381	295
296	基本目標Ⅳ	重点目標11	P89	(38)DVが起きている家庭等の子どもへの支援の強化	③ DVが起きている家庭等の子どもへの心身の健康に関する支援	DVが起きている家庭等をはじめ、住民票がなくても居住していることが明らかな場合は、予防接種や健診等のサービスを提供したり、保健師が健康相談に応じたりします。	・相談事業【再掲】	健康づくり課	保健師による健康相談支援	—	296
297	基本目標Ⅳ	重点目標11	P89	(38)DVが起きている家庭等の子どもへの支援の強化	③ DVが起きている家庭等の子どもへの心身の健康に関する支援	DVが起きている家庭等をはじめ、住民票がなくても居住していることが明らかな場合は、予防接種や健診等のサービスを提供したり、保健師が健康相談に応じたりします。	・妊産婦乳児健康診査事業【再掲】	健康づくり課	・おやこ健康手帳の交付 ・妊婦一般健康診査 ・乳児一般健康診査 ・産婦健康診査	511,034	297
298	基本目標Ⅳ	重点目標11	P89	(38)DVが起きている家庭等の子どもへの支援の強化	③ DVが起きている家庭等の子どもへの心身の健康に関する支援	DVが起きている家庭等をはじめ、住民票がなくても居住していることが明らかな場合は、予防接種や健診等のサービスを提供したり、保健師が健康相談に応じたりします。	・幼児健康診査事業【再掲】	健康づくり課	・1歳6か月児健康診査 ・2歳児歯科健康診査 ・3歳児健康診査	32,050	298
299	基本目標Ⅳ	重点目標11	P89	(38)DVが起きている家庭等の子どもへの支援の強化	③ DVが起きている家庭等の子どもへの心身の健康に関する支援	DVが起きている家庭等をはじめ、住民票がなくても居住していることが明らかな場合は、予防接種や健診等のサービスを提供したり、保健師が健康相談に応じたりします。	○予防接種事業	保健課	DV相談があった際には健康相談とともに予防接種や健診等のサービスの検討を実施。	—	299